

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 6 年 3 月

総 務 課
女 性 支 援 室

目次

重点事項	1
第1 困難な問題を抱える女性への支援の推進について	2
1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(議員立法)のポイント	2
2 令和6年度 困難な問題を抱える女性への支援関係当初予算案の概要	3
3 女性相談支援センター全国共通短縮ダイヤル「#8778」について	4
4 女性支援特設サイト「あなたのミカタ」について	5
連絡事項	6
第1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行について	7
1 女性支援新法の施行に向けた取組	7
2 都道府県基本計画等の策定	7
3 支援調整会議の設置	8
4 女性相談支援員の配置促進	8
5 民間団体との協働による支援	9
6 各種ガイドライン等の策定	9
7 女性支援特設サイト「あなたのミカタ」	9
8 女性支援新法全国フォーラム	10
第2 令和6年度当初予算案について	11
1 女性相談支援員活動強化事業	11
2 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業	12
3 女性自立支援施設通所型支援モデル事業	12
4 困難女性支援活動・DV対策機能強化事業	13
5 DV被害者等自立生活援助事業	14
6 若年被害女性等支援事業	14
7 民間団体支援強化・推進事業	15
8 困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業	15
9 女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金	15
10 女性相談支援センター運営費負担金	16
11 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金	16
12 社会福祉施設等施設整備費補助金(女性自立支援施設等分)	17
13 補助金の適正な執行について	17
第3 令和6年度の取組について	18
1 権利擁護及び質の評価の仕組みの検討	18
2 女性相談支援センター全国共通短縮ダイヤル「#8778」(はなそうなやみ)の設置	18
第4 その他	18
1 悪質ホストクラブ問題	18
2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」(令和5年法律第30号)の施行	19
3 外国籍を有する女性等への支援	20
4 人身取引被害者支援	20
5 ギャンブル等依存症対策	20
6 「かにた婦人の村」	21
7 保育士特定登録取消管理システム	21
参考資料	23
1 「女性相談支援員手当の国庫補助基準額の取扱いについて」新旧対照表(案)	24
2 「女性自立支援施設退所者自立生活援助事業の実施について」新旧対照表(案)	26
3 「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業の実施について」新旧対照表(案)	30
4 「配偶者からの暴力の被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業の実施について」新旧対照表(案)	32
5 「人身取引被害女性、外国人DV被害女性等を支援する専門通訳者養成研修事業の実施について」新旧対照表(案)	34
6 「女性相談支援センター一時保護所入所者個別対応強化事業の実施について」新旧対照表(案)	36
7 「女性相談支援センターSNS等相談支援事業の実施について」新旧対照表(案)	38
8 「女性自立支援施設入所者の地域生活移行支援事業の実施について」新旧対照表(案)	40
9 「DV対応・児童虐待対応連携強化事業の実施について」新旧対照表(案)	42
10 「同伴児童学習支援事業の実施について」新旧対照表(案)	44
11 「同伴児童通学支援事業の実施について」新旧対照表(案)	46
12 「DV被害者等自立生活支援事業の実施について」新旧対照表(案)	47
13 「若年被害女性等支援事業の実施について」新旧対照表(案)	52
14 「困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業の実施について」新旧対照表(案)	56
15 「民間団体支援強化・推進事業の実施について」新旧対照表(案)	62
16 「困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業の実施について」新旧対照表(案)	64
17 女性自立支援施設通所支援モデル事業の実施について(案)	70

重 点 事 项

困難な問題を抱える女性への支援の推進について

(1) 現状・課題

- 令和6年4月1日より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）が施行される。女性支援新法では、新たに、基本計画の策定や支援調整会議の設置、市町村における女性相談支援員の配置、民間団体との協働による支援等が規定され、女性の福祉の増進という目的の下、多様な支援を包括的に提供する体制を整備することとしている。
- 厚生労働省においては、女性支援新法の円滑な施行に向け、①地方自治体が開催する研修会等における行政説明、②支援の指針となる各種ガイドライン等の策定、③女性支援特設サイト「あなたのミカタ」の開設、④全国フォーラムの開催等に取り組んでいる。

(2) 令和6年度の取組

- 女性相談支援員の活動の強化や女性自立支援施設へ通所しながら相談支援等を継続的に受けることのできるモデル事業の実施、女性相談支援センター全国共通短縮ダイヤル設置の検討等、引き続き、困難な問題を抱える女性への支援を推進する。また、支援者向けの研修教材の作成や国研修の体系見直しについて検討を行い、女性支援に携わる人材育成の充実を図る。
- 女性支援新法附則第2条に基づき、支援を受ける者の権利擁護の仕組みの構築及び支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を進める。

(3) 依頼・連絡事項

- 女性支援新法においては、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」（基本計画）の策定を都道府県に義務づけるとともに、市町村に対しても努力義務として策定を求めている。このため、都道府県の基本計画については令和5年度末までに策定いただくようお願いする。
また、努力義務となっている支援調整会議の設置及び市町村における女性相談支援員の配置についても、積極的にご検討いただくようお願いする。
- 1月31日に開設した女性支援特設サイト「あなたのミカタ」では、女性支援新法に関する研修動画や、全国フォーラムの動画、女性支援に関する関係通知及び広報啓発に活用可能なリーフレット等を掲載しているため、積極的にご活用いただくようお願いする。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（議員立法）のポイント

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）（令和6年4月1日施行）

■目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■教育・啓発

■調査研究の推進

■人材の確保

■民間団体援助

■国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■支援調整会議（自治体）

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則
(主な規定)
第1条 目的
第2条 定義
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分
(主な罰則)
第5条 勧誘等
第6条 周旋等
第11条 場所の提供
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分
(主な規定)
第17条 補導処分
第18条 補導処分の期間
第22条 収容

廃止

第4章 保護更生
(主な規定)
第34条 婦人相談所
第35条 婦人相談員
第36条 婦人保護施設
第38条 都道府県及び市の支弁
第40条 国の負担及び補助

存続

令和6年度 困難な問題を抱える女性への支援関係当初予算案の概要

厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室

令和6年度当初予算案 52億円(48億円) ※ ()内は前年度当初予算

○ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性の人権を尊重し、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、抱えている問題及び背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制整備を図る。

- ・ 女性相談支援員（非正規職員）の配置に必要な費用（女性相談支援員活動強化事業）
- ・ 支援調整会議の設置・運営に必要な費用（困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業）
- ・ 民間団体との協働による支援の実施に必要な費用（民間団体支援強化・推進事業、若年被害女性等支援事業 等）
- ・ 女性相談支援センターの一時保護所の運営費（女性保護事業費負担金 等）
- ・ 女性自立支援施設の運営費（女性自立支援事業費補助金 等）
- ・ 女性相談支援センターにおける移送費や人身取引被害者の通訳者雇上費用（女性相談支援センター運営費負担金） 等

<主な拡充事項>

1. 困難な問題を抱える女性支援推進等事業

- ・ 女性相談支援員手当の拡充（勤勉手当の創設、実施主体の拡大：都道府県・市 ⇒ 都道府県・市町村）
- ・ 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業の拡充（実施主体の拡大：市 ⇒ 都道府県・市町村）
- ・ 女性自立支援施設通所型支援モデル事業の創設

2. 女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金

- ・ 女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設における通訳者雇上費の対象者の拡充

<当初予算案の内訳>

- ◇ 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円(23億円)
- ◇ 女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金・女性相談支援センター運営費負担金 27億円(26億円)
- ◇ その他(研修費用)

拡充 女性相談支援員活動強化事業【平成14年度創設】

令和6年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数(23億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

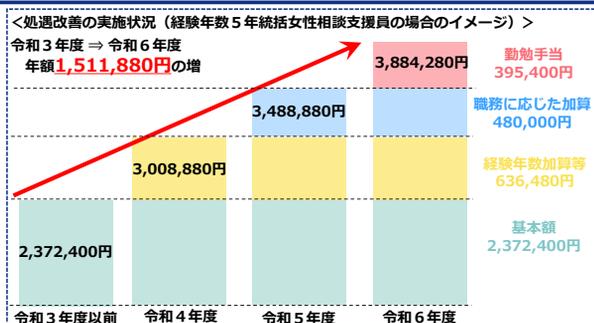
- 困難な問題を抱える女性への支援の担い手となる女性相談支援員（非正規職員）の手当を支給することで必要な人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することで、専門性の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 女性相談支援員の業務内容や勤務実態を踏まえ、研修受講の有無や経年数に応じた手当を支給することで、必要な人材を確保し、適切な支援を提供する。
- さらに、女性相談支援員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

【拡充内容】

- 女性支援新法の施行を踏まえた**実施主体の拡大(町村の追加)**。
- 地方自治法の一部を改正する法律を踏まえた、**勤勉手当の新設**。



3 実施主体等

<実施主体>

都道府県・市町村(特別区含む)

<補助率>

国1/2(都道府県・市町村1/2)

<相談員配置実績等>

相談員数：1,586人(R5.4.1時点)
相談対応件数：延べ434,285件(R4年度)

<補助単価案>

1. 女性相談支援員手当等

(1) 女性相談支援員手当

- ア 基本額 研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円
- イ 経験年数加算(R4~)
 - i 経験年数3~9年の者 研修修了者：月額 4,500円 × (経験年数-2年)
研修未修了者：月額 3,500円 × (経験年数-2年)
 - ii 経験年数10年以上の者 研修修了者：月額 45,000円
研修未修了者：月額 35,000円
- ウ 期末手当(R4~) 研修修了者：年額 474,480円
研修未修了者：年額 369,360円

Ⅱ 勤勉手当(R6~) 研修修了者：年額 395,400円

研修未修了者：年額 307,800円

- (2) 統括女性相談支援員加算 月額 40,000円(R5~)
- (3) 主任女性相談支援員加算 月額 5,000円(R5~)

2. 女性相談支援員活動費

- ア 都道府県 女性相談支援員の数 × 60,000円
- イ 市町村 女性相談支援員の数 × 51,000円
- ウ 研修旅費 1人あたり年額 46,360円
- エ 代替職員 1自治体あたり年額 246,080円

令和6年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26 億円の内数

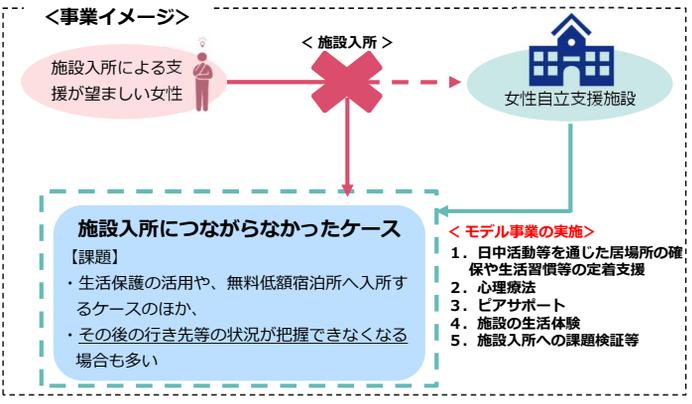
1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性のうち女性自立支援施設（現：婦人保護施設）への入所による支援が望ましいと考えられる女性であっても、若年女性、同伴児のいる女性、障害を持つ女性等の概ね3割が入所につながっていない。
- また、入所につながらなかったケースについては、その後の行き先や支援の状況が把握できない場合も多く、支援が途切れている可能性もある。
- そのため、女性自立支援施設へ通所しながら、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けられる事業をモデル的に実施し、入所につながらなかったケースへの効果的な支援の在り方を検討する。

参考：困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本方針（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）（抜粋）
 特に、女性自立支援施設への入所措置がなされない場合、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けことが難しいとの指摘もあることから、例えば通所により、女性自立支援施設等の支援担当者の専門性を活かした支援を受ける等、入所措置に至らない場合の新たな専門的支援の在り方について、検討を深めていくことが必要である。

2 事業の概要・スキーム

- 1. 日中活動等を通じた居場所の確保や生活習慣等の定着支援**
日中活動等を通じて、日中の居場所を提供するとともに、就業意欲を高め、一般的な生活力を身につけるための支援を行う。
- 2. 心理療法**
定期的な心理療法等を実施し、性暴力等の被害からの心身の健康の回復を図る。
- 3. ピアサポート**
施設入所者を含め、同じ立場や境遇、経験等を有する女性同士の情報交換や交流の場の提供など、当事者性を活かしたサポート活動を行う。
- 4. 施設の生活体験**
施設入所が望ましい者等について、事前に施設における生活を体験することで、本人の意思決定等を支援する。
- 5. 施設入所への課題検証等**
入所に至らなかったケースについて、その要因を検証し、必要な見直しを図るとともに、必要に応じた入所の促進を図る。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県 【補助率】 3/4 【補助単価案】 1施設あたり 5,571千円、4の利用者一人当たり日額2,405円

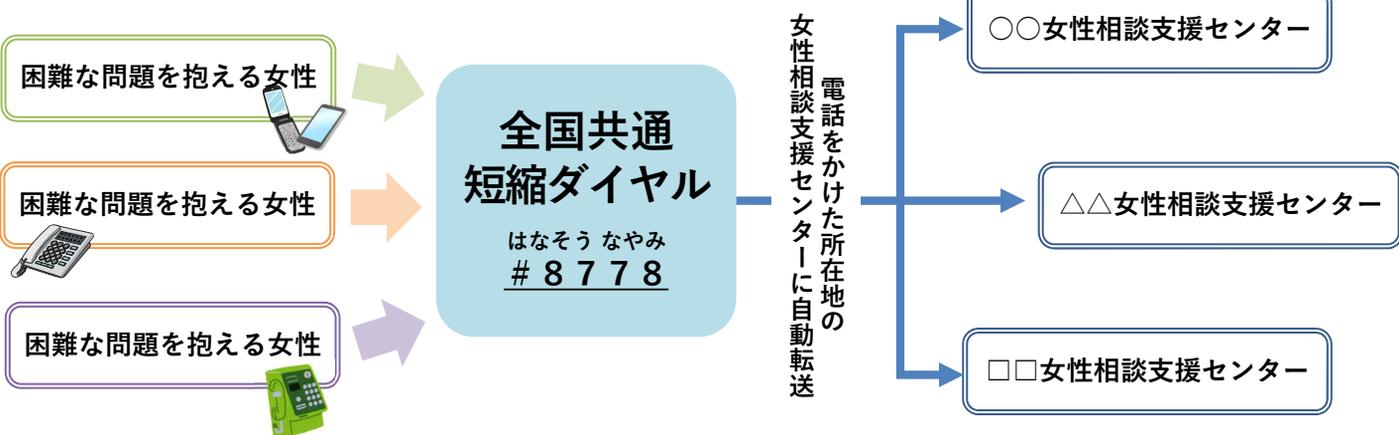
女性相談支援センター全国共通短縮ダイヤル「#8778」について

はなそうなやみ

概要

- 生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など、困難な問題を抱える女性が、女性相談支援センターに相談アクセスしやすい環境を整備することを目的として、女性相談支援センター全国共通短縮ダイヤル「#8778（はなそうなやみ）」を開設する。
- ※ 女性相談支援センター全国共通短縮ダイヤルとは、都道府県（又は指定都市）が設置する女性相談支援センターの電話番号を予め「#8778」に接続させておくことにより、相談者が全国どこからでも「#8778」に電話をすれば、電話をかけた所在地の女性相談支援センターにつながる仕組み。

<イメージ>



「あなたのミカタ」とは・・・

- ・ 「あなたのミカタ」は、性的な被害、家庭の状況その他様々な事情により、日常生活や社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性のための支援ポータルサイトであり、令和6年1月31日に公開。
- ・ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、さまざまな支援情報や各自治体の相談窓口などを掲載。

主なコンテンツについて

女性支援新法について

困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援を行うこと等制度について解説

自治体の相談窓口一覧

自治体の相談窓口に関する情報（窓口の名称、電話番号、受付時間、HPなど）を掲載。

困難な問題の例示及び支援施策

「性被害問題」、「家庭の問題」、「経済的な問題」など、女性の抱える困難な問題を分かりやすく解説するとともに、活用できる支援施策等を紹介。

支援者向け情報

女性支援に関する関係通知及び調査研究等における成果物や、女性支援に関する広報啓発に活用可能なリーフレット等を掲載。

※コンテンツは順次更新予定

あなたのミカタ
あなたに必要な支援が見つかる

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

あなたのミカタがいます。

「私の悩みは誰にもわかってもらえない」
「自分さえ我慢すれば…」

その悩み、一人で悩まなくて大丈夫。
悩みや困難の背景や理由は、人それぞれ違います。
いまここに、たどり着いてくれたあなたの勇気に寄り添い
支援する味方が必ずいます。

あなたのミカタとは

「あなたのミカタ」は、DVや性暴力といった困難な問題を抱える女性のための支援ポータルサイトです。「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、さまざまな支援情報や各自治体の無料相談窓口を掲載中です。今、支援が必要なあなたの「味方」が見つかります。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
についてより知りたい方はこちら



連 絡 事 項

第 1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行について

1 女性支援新法の施行に向けた取組

令和 6 年 4 月 1 日より、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和 4 法律第 52 号。以下「女性支援新法」という。）が施行される。女性支援新法の施行に伴い、これまで売春防止法を主な根拠として行われてきた婦人保護・女性支援について、今後は、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった新たな視点に立ち、困難を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、多様な支援を包括的に提供する体制を整備することとしている。

都道府県におかれては、引き続き、女性支援新法の施行に向けて、新たな支援体制の構築や条例等の整備などの準備に取り組んでいただくとともに、管内市町村に対し、同様に準備を進めていただくよう働きかけをお願いします。

2 都道府県基本計画等の策定

女性支援新法においては、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」（基本計画）の策定を都道府県に義務づけるとともに、市町村に対しても努力義務として基本計画の策定を求めている。

都道府県におかれては、既に計画の策定に取り組んでいただいているものと承知しているが、引き続き、地域の実情や課題を把握し、必要な支援のための施策をご検討いただき、令和 5 年度末までの策定をお願いします。

また、都道府県におかれては、管内市町村に対し、計画の策定に取り組んでいただくよう働きかけていただくようお願いする。

なお、基本計画の策定や女性支援新法の施行に当たり、都道府県等が開催する研修会等において、厚生労働省による行政説明等の対応を希望される自治体におかれては、積極的にご連絡いただきたい。

（「研修会等における行政説明及び都道府県基本計画の策定等に関する意見交換について」（令和 5 年 9 月 8 日厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室事務連絡）参照）

3 支援調整会議の設置

女性支援新法では、地方公共団体は、単独又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関等により構成される「支援調整会議」を組織するよう努めるものとされているため、当会議体の積極的な設置をお願いする。

また、現在、国において、支援調整会議の実施に関するガイドラインを策定しており、今後発出予定であるため、参考にさせていただきたい。

4 女性相談支援員の配置促進

女性支援新法では、女性相談支援員について、市町村においても配置に努めるものとされている。支援対象者の身近なところで、寄り添いながら、きめ細かな支援が行われるよう、都道府県においては、女性相談支援員未配置市町村に対し、その配置を働きかけていただくようお願いする。

また、女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮するとともに、可能なかぎり専任かつ継続的な配置となるよう留意いただくようお願いする。

加えて、会計年度任用職員として雇用する場合であっても、給与水準の決定等にあたっては、

- ① 地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の給与決定原則にのっとり、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎としつつ、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮すること。
- ② 財政上の制約を理由として、期末手当や勤勉手当の支給を抑制しないこと。

について十分に留意し、適切に決定いただくようお願いする。

なお、現在、国において、女性相談支援員の専門性の向上を図ることを目的として、研修カリキュラムの作成に取り組んでいるところである。都道府県におかれては、本カリキュラムを活用いただきながら、女性相談支援員の専門性の向上等に取り組んでいただくようお願いする。

5 民間団体との協働による支援

女性支援新法では、都道府県及び市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、支援を行うものとされている。

「困難な問題を抱える若年女性に対する支援スタートアップマニュアル」（令和4年3月「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究」ワーキングチーム）等を参考にしながら、民間団体と協働した支援体制を構築するようお願いする。

なお、支援を行うことができる民間団体が少ない自治体においては、後述する「民間団体支援強化・推進事業」の活用等により、女性支援を行う意向のある既存の民間団体及び新規の民間団体の立ち上げに関する支援等を行うことについて検討いただくようお願いする。

6 各種ガイドライン等の策定

現在、厚生労働省において、支援の指針となる各種ガイドライン等（「女性相談支援センターガイドライン」、「女性相談支援員相談・支援指針」、「女性自立支援施設運営指針」）を策定し、3月中に発出する予定である。

各自治体におかれては、本ガイドライン等を踏まえつつ、困難な問題を抱える女性、一人一人のニーズに応じた寄り添った支援に取り組んでいただくようお願いする。

7 女性支援特設サイト「あなたのミカタ」

本年1月31日に、厚生労働省の補助金事業により、女性支援特設サイト「あなたのミカタ」（URL：<https://anata-no-mikata.jp/>）を公開したところである。本サイトでは、支援対象者向けに各自治体の相談窓口の案内を行うとともに、支援機関・支援者向けに、各種通知、調査研究の成果物のほか、女性支援に関するコラムや広報素材等を掲載している。都道府県におか

れては、積極的にご活用いただくとともに、市町村を始めとした関係者等への周知について、ご協力をお願いします。

8 女性支援新法全国フォーラム

令和6年1月26日に、社会における女性支援への理解をより深めるほか、女性支援に関する機運を醸成し、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした「女性支援新法全国フォーラム」を開催したところである。本フォーラムの動画や資料については、女性支援特設サイト「あなたのミカタ」に掲載しているため、ご確認いただくようお願いする。

なお、「女性支援新法全国フォーラム」では、以下のとおり「女性支援の充実にに向けた宣言」が提案・合意されたところであり、内容についてご承知いただき、困難な問題を抱える女性、一人一人のニーズに応じた寄り添った支援に取り組んでいただくようお願いする。

○ 女性支援の充実にに向けた宣言(三田宣言)

(令和6年1月26日女性支援新法全国フォーラム合意)

- ① 女性支援新法の趣旨に則り、支援対象者の属性や課題にかかわらず、幅広く相談を受け止め、困難な問題を抱える女性を取り残されたり、制度の狭間に落ちないように、当事者主体の観点から、支援機関が責任を持って必要な支援をコーディネートすること。
- ② 女性が自らの意思を尊重されながら、その置かれた状況に応じて、きめ細かで包括的な支援を受けられるよう、丁寧なソーシャルワークを行い、関係する行政機関と関係団体において、つなぐ支援、つながり寄り添い続ける支援を実践すること。特に、一時保護や女性自立支援施設における中長期的支援が必要な女性に関しては、その円滑な利用が促進されるよう、ニーズに合った支援を行うこと。
- ③ 行政機関と民間団体が、地域で顔の見える関係を構築し、互いの良さや強みを生かして、対等な立場で連携・協働することで、より良い女性支援を目指すこと。
- ④ 性犯罪・性暴力等の被害者など困難な問題を抱えた女性たちや、支援者等に対して、様々な形で誹謗中傷や妨害行為が行われることにより、支援へのアクセスが妨げられ、その尊厳が損なわれたり、活動への支障

等により性犯罪・性暴力等の根絶に向けた歩みが妨げられるようなことはあってはならず、すべての支援者、支援機関が一丸となって、こうした姿勢を発信すること。

【参考】女性支援新法に関する主な政省令等

- ・女性相談支援センターに関する政令（令和5年政令第85号）
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則（令和5年厚生労働省令第37号）
- ・女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）
- ・困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（令和5年厚生労働省告示第111号）
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第九条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（令和5年厚生労働省告示第109号）
- ・女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準第十八条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（令和5年厚生労働省告示第110号）
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第163号）
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和5年厚生労働省令第68号）
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（令和5年厚生労働省告示第171号）

第2 令和6年度当初予算案について

1 女性相談支援員活動強化事業【拡充】

「女性相談支援員活動強化事業」（旧：婦人相談員活動強化事業）は、女性相談支援員の人材確保及び専門性の向上を図ることを目的として、都道府県及び市が女性相談支援員を配置する場合に必要な費用の補助を行うものである。

令和5年度からは、一定の経験を有し、特定の研修を受講した者を、統括女性相談支援員として配置した場合は月額4万円、主任女性相談支援員とし

て配置した場合は月額5千円の処遇改善を実施しているところである。

令和6年度当初予算案においては、

- ・ 実施主体の拡大（都道府県市 ⇒ 都道府県市町村）
- ・ 勤勉手当加算の創設

を計上しているため、積極的に活用いただくとともに、女性相談支援員の処遇の確保に努めていただくようお願いする。

<実施主体> 都道府県・市町村（特別区含む）

<補助率> 国 1 / 2（都道府県・市町村 1 / 2）

2 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業【拡充】

「困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業」は、女性相談支援員を配置している市において、円滑に「支援調整会議」の設置・運営が行われるよう、必要な費用の補助を行うものである。

令和6年度当初予算案においては、実施主体の拡大（女性相談支援員を配置している市 ⇒ 都道府県・女性相談支援員を配置している市町村）を盛り込んでいるところである。

また、本事業の国の補助率は10/10補助であるほか、会議の構成等については、地域の実情に応じて柔軟な事業実施が可能なものであるため、積極的に活用いただくようお願いする。

<実施主体> 都道府県・市町村（特別区含む）

<補助率> 国 1 0 / 1 0

3 女性自立支援施設通所型支援モデル事業【新規】

令和6年度当初予算案では、新規事業として、女性自立支援施設における「通所支援」に必要な費用を補助する「女性自立支援施設通所型支援モデル事業」を盛り込んでいるところである。

本事業は、本来女性自立支援施設への入所が望ましい者であっても、特に若年女性や、同伴児のいる女性などについては、本人の同意が取れず、入所に繋がらないケースが少なくないため、そういった者に対し、施設の専門性を生かし、入所せずとも通所で支援できる体制を構築することを目的とした

ものである。

具体的には、

- ・ 施設における日中活動を通じた居場所の確保や生活習慣の定着支援の実施
- ・ 通所による心理療法の実施
- ・ 当事者同士の交流の場を提供するなどといったピアサポートの実施
- ・ 施設の生活体験

等に必要な費用を補助するものであり、都道府県におかれては、積極的にご活用いただくとともに、管内の女性自立支援施設等への周知について、ご協力をお願いします。

<実施主体>都道府県

<補助率>国 3 / 4

4 困難女性支援活動・DV対策機能強化事業

「困難女性支援活動・DV対策機能強化事業」（旧：売春防止活動・DV対策機能強化事業）は、困難な問題を抱える女性への支援及び暴力被害女性の保護を目的として、

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援の推進を図るための広報啓発
- ・ 夜間休日の電話対応及びSNSを活用した相談支援
- ・ 女性相談支援センターにおける弁護士による法的相談
- ・ 女性相談支援センターの職員等を対象とした各種研修の開催
- ・ 女性自立支援施設入所者への地域生活移行支援（ステップハウス）
- ・ 女性自立支援施設退所者への相談支援（アフターケア）

等に必要な費用を補助するものである。

特に若年層を中心にSNS等がコミュニケーション手段の中心となっている実態を踏まえると、SNSを活用した相談を行うことも有効と考えられるため、積極的にご活用いただくようお願いします。

<実施主体>事業により異なる。

<補助率>国 1 / 2（地方負担割合は、事業により異なる。）

5 DV被害者等自立生活援助事業

「DV被害者等自立生活援助事業」は、一時保護所退所後のDV被害女性が、地域で自立した生活を継続して送られるよう、民間団体が運営するDVシェルター等を活用し、自立支援やアフターケアを行う場合に必要な費用を補助するものである。

それぞれの民間団体の特徴や強みを生かした柔軟な事業実施が可能なものであることから、積極的にご活用いただくようお願いする。

<実施主体>都道府県・市（特別区含む）

<補助率>国 1 / 2（都道府県・市 1 / 2）

6 若年被害女性等支援事業

「若年被害女性等支援事業」は、様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が協働し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、自立支援等に必要な費用を補助するものである。

特に、若年女性は、自ら悩みを抱え込んでいることで問題が顕在化しにくく、公的な支援につながりにくいといった側面が指摘されており、公的機関と民間団体が密接に連携し、個々のケースに応じたきめ細かな支援を実施していくことが非常に重要である。

各自治体においては、本事業を積極的に活用いただき、民間団体との協働により、一人一人のニーズに応じた寄り添った支援体制の構築に取り組んでいただくようお願いする。

なお、事業の実施に当たっては、

- ・ 支援対象者については、「若年女性」に限定するものではないこと
- ・ 必須事業である「関係機関連携会議」は、既存の会議等を活用することも可能であること
- ・ アウトリーチ支援、居場所の提供、自立支援については、取組毎に民間団体へ委託等することも可能であること

にご留意いただくようお願いする。

<実施主体>都道府県・市（特別区含む）

<補助率>国 1 / 2（都道府県・市町村 1 / 2）

7 民間団体支援強化・推進事業

「民間団体支援強化・推進事業」は、民間団体との協働による支援の実施に向け、民間団体の掘り起こしや育成等を行う場合に必要な費用を補助するものである。

具体的には、

- ・ 女性支援を行っている民間団体の調査や外部有識者等を含めた会議体を設け、団体の掘り起こし策等の検討を行うこと。
- ・ 民間団体の育成を目的とした、民間団体へのアドバイザー派遣や、他の民間団体での実地訓練などの取組
- ・ 相談支援や自立支援に関する立ち上げ支援

により、民間団体を発掘・育成を図るものである。

なお、新たな団体の立ち上げに限らず、他分野で活動している団体を活用する場合においても補助対象となるため、積極的な活用をお願いする。

<実施主体> 都道府県・市町村（特別区含む）

<補助率> 国 1 / 2（都道府県・市町村 1 / 2）

8 困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業

「困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業」は、

- ・ 都道府県基本計画の見直しや、市町村計画の策定
- ・ 女性相談支援員等の専門職の採用活動
- ・ ICTの利活用
- ・ 女性相談支援センター、一時保護所、女性自立支援施設における入所者等の生活向上を図ることを目的とした軽微な改修
- ・ 身元保証人に係る損害保険契約の保険料
- ・ 施設間の交流研修

等に必要な費用を補助するものであるため、積極的にご活用いただきたい。

9 女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金【拡充】

「女性保護事業費負担金」（旧：婦人保護事業負担金）は、女性相談支援

センターが、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用を負担するものである。

また、「女性自立支援事業費補助金」（旧：婦人保護事業費補助金）は、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用を補助するものである。

令和6年度当初予算案においては、それぞれ人身取引被害者に対応するための通訳を配置する「人身取引被害者対応支援加算」を拡充し、通訳者雇上費の対象を人身取引被害者に限定せず、全ての外国籍を有する者へ拡大しているため、地域の実情に応じてご活用いただきたい。

なお、「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」など女性相談支援センター一時保護所や女性自立支援施設における女性支援費（旧：婦人保護費）に関する通知について、女性支援新法の規定や趣旨に即した内容へ見直しを行うこととしているので、予めご了知いただきたい。

10 女性相談支援センター運営費負担金

「女性相談支援センター運営費負担金」（旧：婦人相談所運営費負担金）は、女性相談支援センターが行う困難な問題を抱える女性の移送に必要な費用や、外国籍を有するDV被害者や人身取引被害者等の保護に必要な通訳の雇上費用等として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が負担するものである。

11 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）においては、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の追加を行う旨が盛り込まれた。

各自治体においては、「重点支援地方交付金を活用した婦人保護施設及び救護施設等の支援について」（令和5年11月9日厚生労働省社会・援護局総

務課女性支援室・保護課保護事業室・地域福祉課事務連絡)をご確認いただき、女性自立支援施設、女性相談支援センター、女性相談支援センター一時保護所等におけるエネルギー価格や食料品価格の高騰に対する支援や施設整備における資材費の高騰分への支援について、他の自治体の事例も参考にしながら、積極的に同交付金の活用についてご検討いただきたい。

12 社会福祉施設等施設整備費補助金（女性自立支援施設等分）

「社会福祉施設等施設整備費補助金（女性自立支援施設等分）」は、女性支援新法に基づき、都道府県又は女性相談支援センター設置市における女性相談支援センター一時保護所の整備に必要な費用、及び都道府県又は社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の整備に必要な費用を補助するものである。

令和3年度から令和7年度までの5か年は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づき、施設の耐震対策等の整備（耐震化対策、非常用自家発電設備、ブロック塀等対策及び水害対策）を推進することとしているため、当整備費補助金の活用等により、通常整備と併せて耐震化対策等の整備についてご検討いただきたい。

また、令和5年度より、社会福祉施設等施設整備費補助金における他の補助対象施設と同様に、女性自立支援施設等の整備についても、原則、単年度の整備事業を協議（補助）の対象としているので、ご留意いただきたい。

13 補助金の適正な執行について

国庫補助金については、事業目的と異なる他の用途へ使用されることや、複数の国庫補助金で重複して同一対象経費に充てられることがないように徹底することが必要である。

そのため、補助金の申請及び実績報告に当たっては、

- ・ 事業の実施者（委託先及び補助先を含む）において、当該国庫補助事業以外の他の事業（自主事業や他の補助事業等）が行われていないか確認すること
- ・ 他の事業が行われている場合は、国庫補助事業の対象経費が、他の事

業との間で適切に区分又は按分されているかを確認すること

- ・ 複数の事業に共通して従事している職員等や、共通して使用されている物件等がある場合は、当該共通の職員等や物件等に関する経費について、区分又は業務量や支援対象者数等により適切に按分し、重複がないように整理すること等について徹底いただくようお願いする。

第3 令和6年度の取組について

1 権利擁護及び質の評価の仕組みの検討

令和6年度において、女性支援新法附則第2条に基づき、支援を受ける者の権利擁護の仕組みの構築及び支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を進めることとしている。

検討に当たっては、各自治体に対する調査等を行う場合があるため、予めご承知置き願いたい。

2 女性相談支援センター全国共通短縮ダイヤル「#8778」（はなそくなやみ）の設置

困難な問題を抱える女性が、女性相談支援センターに相談アクセスしやすい環境を整備することを目的として、現在、女性相談支援センター全国共通短縮ダイヤル（※）の設置・運用について検討を行っている。

当全国共通短縮ダイヤルの概要については、令和6年2月14日に開催したオンライン説明会においてご連絡したとおりであるが、詳細が決まり次第、改めてご連絡するのでご了知いただきたい。

※ 全国どこからでも「#8778」に電話をすれば、電話をかけた所在地の女性相談支援センターにつながる仕組み。

第4 その他

1 悪質ホストクラブ問題

現在、いわゆるホストクラブの利用客が、高額な利用料金の売掛による借金を背負い、その返済のために売春する等の事例が生じている。

被害に遭われた方それぞれの事情に応じて、関係機関が連携しながら支援を行っていくことが重要であるが、引き続き、どこに何を相談して良いか分からない方については、まずは、婦人相談所（女性相談支援センター。以下1において同じ。）を最初の相談窓口として対応いただくようお願いする。

また、相談者の中には、居住地の都道府県以外の婦人相談所に連絡される場合もあるが、他の都道府県に在住する者から相談があった場合についても、厚生労働省HP（URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/001182589.pdf>）をご活用いただき、居住地の都道府県の相談窓口又は専門機関の窓口をご紹介いただくなど、適切な相談窓口に繋いでいただくよう配慮をお願いする。

併せて、「悪質ホストクラブに関する相談受付件数調査について」（令和5年12月8日厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室事務連絡）において依頼しているとおり、婦人相談所において受け付けた悪質ホストクラブ問題に関する相談件数については、毎月5日までに前月分の状況をご報告いただくようご協力をお願いする。

2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」（令和5年法律第30号）の施行

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」（令和5年法律第30号。以下「改正法」という。）が令和5年5月に成立・公布され、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行される。

改正法の施行により、保護命令制度の拡充や保護命令違反の厳罰化、都道府県基本計画の記載事項の拡充、協議会の法定化が行われるので、その内容について内閣府HP（URL：https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/evaw/law/index2.html）等により確認し、引き続き、男女共同参画主管課や配偶者暴力相談支援センター主管課など本法律に関係する部局と連携の上、支援対象者に対する適切な支援が実施されるようお願いする。

3 外国籍を有する女性等への支援

困難な問題を抱える女性への支援に関しては、令和5年3月に公布した「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」において、女性支援新法の定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、支援の対象となる旨をお示している。

各自治体においては、国籍や在留資格の有無を問わず、必要な支援を提供いただくようお願いする。

4 人身取引被害者支援

人身取引被害者への支援については、人身取引対策行動計画2022（令和4年12月20日犯罪対策閣僚会議）に基づき、関係機関と連携・協力を図りながら対応いただいているところである。引き続き、人身取引被害者の保護に当たっては、安全の確保及び心身の健康状態に配慮した心理的ケア等の対応を行うきめ細かな支援を行っていただくようお願いする。

また、「婦人相談所及び児童相談所における人身取引被害者の一時保護の状況等について」（令和5年4月28日厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室・こども家庭庁支援局虐待防止対策課事務連絡）において、人身取引被害者の保護を行った場合は、その都度ご報告いただくよう依頼しているところであるが、現在、報告の内容や報告方法について見直しを行っているため、ご承知おき願いたい。

5 ギャンブル等依存症対策

困難な問題を抱える女性の中には心的外傷を抱えている者や、差別や社会的排除等の経験に起因する困難や生きづらさ等を抱えている者も少なくない。その生きづらさを紛らわせたり、直面しないようにするためにギャンブル等ものや行為に依存していくことも少なくない。

ギャンブル等依存症対策については、「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成30年法律第74号）及び「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（令和4年3月25日）に基づき、地方公共団体や関係機関等において、密接に連携を図りつつ、必要な取組を行っている。

婦人相談所（女性相談支援センター）や婦人相談員（女性相談支援員）においても、ギャンブル等依存症を有する者から相談があった場合等においては、精神保健福祉センターや医療機関と連携した上で適切に対応するようお願いする。

6 「かにた婦人の村」

「かにた婦人の村」は、全国で唯一の長期入所型の婦人保護施設（女性自立支援施設）である。本施設は、全国から入所者を受け入れ、長期にわたる心身の回復及び生活や就労等自立に向けた支援を行っているので、これまで入所実績のない自治体も含め、同施設の活用についてご検討いただきたい。

また、本施設については、現在、本体施設の改築工事を行っており、令和5年度中の竣工を予定していたが、令和6年度中になる見込みである。改築整備にかかる費用負担の考え方については、「婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」の改築整備の実施について」（令和5年3月30日子家発0330第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）においてご連絡しているが、今後、改めてご案内するので、入所者を措置している都道府県におかれてはご承知おき願いたい。

7 保育士特定登録取消者管理システム

現在、こども家庭庁において、令和6年4月1日からの本格運用に向けて、「保育士特定登録取消者管理システム」の構築を進めているところである。

当システムは、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報についてデータベースを国が整備し、保育士を任命又は雇用する施設・事業者等の採用権者が同データベースを活用し、保育士の適切な任命又は雇用の判断を行うためのものである。

女性自立支援施設及び女性相談支援センターが保育士を任命又は雇用しようとする際は、令和6年4月1日から当システムを活用することが義務付けられることになることから、データベース利用者の情報登録等の事前準備について、こども家庭庁成育局成育基盤企画課より都道府県・指定都市の保育主管部（局）を通じて協力依頼がなされているものと承知している。デー

データベース利用者の情報登録等の事前準備及び当システムを活用した保育士の適切な任命又は雇用について遺漏なく行われるようお願いする。

参 考 资 料

新	旧
<p style="text-align: right;">社援女発※第※号 令和※年※月※日</p> <p>都道府県 各 <u>市町村</u> 民生主管部(局)長殿 <u>特別区</u></p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局総務課 女性支援室長</p> <p><u>女性相談支援員手当</u>の国庫補助基準額の取扱いについて</p> <p><u>女性支援事業の推進については、かねてから特段のご配慮をいただ</u> <u>いているところであるが、女性相談支援員手当の国庫補助につい</u> <u>ては、令和6年4月1日から次のとおり取り扱うこととしたので、その</u> <u>適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</u></p> <p>また、本通知の施行に伴い、「<u>婦人相談員手当の国庫補助基準額の</u> <u>取扱いについて</u>」(令和5年4月4日社援女発0407第6号厚生労働省 <u>社会・援護局総務課女性支援室長通知</u>)は廃止する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の 4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p style="text-align: right;">社援女発0407第6号 令和5年4月4日</p> <p>各都道府県民生主管部(局)長殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局総務課 女性支援室長</p> <p><u>婦人相談員手当</u>の国庫補助基準額の取扱いについて</p> <p><u>婦人相談員手当の国庫補助については、令和5年4月1日から次の</u> <u>とおり取り扱うこととしたので、その適正かつ円滑な実施を期され</u> <u>たく通知する。</u></p> <p>また、本通知の施行に伴い、「<u>婦人相談員手当の国庫補助基準額の</u> <u>取扱いについて</u>」(平成30年5月28日子家発0528第1号厚生労働省子 <u>ども家庭局家庭福祉課長通知</u>)は廃止する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第24 5条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

新	旧
<p>1 対象者 本国庫補助の対象者は、<u>都道府県及び市町村(特別区含む)</u>にお いて、任期付短時間職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員等と して勤務する<u>女性相談支援員</u>とする。</p> <p>2 基本額について (1) 基本額のうち「研修を修了した者」の基準額を適用する者は、 以下の①又は②のいずれかに該当する研修を受講した者とする。 ① 国が実施する<u>女性相談支援員を対象とした全国研修</u> ② 地方自治体又は関係団体が実施する<u>女性相談支援員</u>を対象と する研修 (2) 地方自治体又は関係団体が実施する研修については、以下に例 示する研修内容(カリキュラム)等を参考に、<u>女性相談支援員</u>の 質の向上を図る目的で行われる研修であって<u>女性相談支援員</u>を配 置する都道府県又は<u>市町村</u>が認めた研修とする。 ① 法制度・施策の理解について <u>女性支援事業</u>に関連する法制度の改正状況や課題の把握、関 連施策の状況等 ② 相談対応、支援技術・支援実務の習得について 困難性の高い相談に対する相談対応技術や二次的被害の防 止、事例検討等 ③ 関係機関との連携について 支援に必要な社会資源の把握や関係機関とのネットワークの 構築等</p>	<p>1 対象者 本国庫補助の対象者は、<u>都道府県及び市(特別区含む)</u>におい て、任期付短時間職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員等とし て勤務する<u>婦人相談員</u>とする。</p> <p>2 基本額について (1) 基本額のうち「研修を修了した者」の基準額を適用する者は、 以下の①又は②のいずれかに該当する研修を受講した者とする。 ① 国が実施する「<u>全国婦人相談員・心理判定員研究協議会</u>」 ② 地方自治体又は<u>全国婦人相談員連絡協議会等</u>の関係団体が実 施する<u>婦人相談員</u>を対象とする研修 (2) 地方自治体又は関係団体が実施する研修については、以下に例 示する研修内容(カリキュラム)等を参考に、<u>婦人相談員</u>の質の 向上を図る目的で行われる研修であって<u>婦人相談員</u>を委嘱する都 道府県又は市が認めた研修とする。 ① 法制度・施策の理解について <u>婦人保護事業</u>に関連する法制度の改正状況や課題の把握、関 連施策の状況等 ② 相談対応、支援技術・支援実務の習得について 困難性の高い相談に対する相談対応技術や二次的被害の防 止、事例検討等 ③ 関係機関との連携について 支援に必要な社会資源の把握や関係機関とのネットワークの 構築等</p>

新	旧
<p>(3) <u>令和5年度末</u>までに2(1)の①又は②の研修を受講している者については、研修修了証や復命書、<u>前年度までの当該補助金における「研修を修了した者」の基準額の適用の有無等</u>により確認できる場合、研修受講者として取り扱うことができる。</p> <p>(4) <u>令和6年度</u>以降に2(1)の①又は②の研修を受講した者については、研修修了日の属する月の翌月(この日が月の初日であるときは、その日の属する月)から「研修を修了した者」の基準額を適用する。</p> <p>(5) 略</p> <p>3 経験年数加算について</p> <p>(1) 経験年数については、現に勤務している自治体における経験年数のみではなく、他の自治体において<u>女性相談支援員</u>として勤務した年数も合算して算出すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>4 期末手当及び勤勉手当について 期末手当及び勤勉手当の<u>取り扱いにおける「研修を修了した者」とは、2</u>によるものとする。</p> <p>5 <u>統括女性相談支援員加算</u>及び<u>主任女性相談支援員加算</u>について</p> <p>(1) <u>統括女性相談支援員</u>は、概ね5年以上の経験年数を有し、別に定める研修を修了している者であって、スーパーバイザー、中核</p>	<p>(3) <u>令和4年度末</u>までに2(1)の①又は②の研修を受講している者については、研修修了証や復命書等により確認できる場合、研修受講者として取り扱うことができる。</p> <p>(4) <u>令和5年度</u>以降に2(1)の①又は②の研修を受講した者については、研修修了日の属する月の翌月(この日が月の初日であるときは、その日の属する月)から「研修を修了した者」の基準額を適用する。</p> <p>(5) 「研修を修了した者」の基準額を適用する者については、定期的な研修受講等を通じて、継続的に支援のための能力向上に努めること。</p> <p>3 経験年数加算について</p> <p>(1) 経験年数については、現に勤務している自治体における経験年数のみではなく、他の自治体において<u>婦人相談員</u>として勤務した年数も合算して算出すること。</p> <p>(2) 経験年数加算のうち「研修を修了した者」の基準額を適用する者は、2(1)～(3)及び(5)によるものとする。</p> <p>4 期末手当について 期末手当のうち「研修を修了した者」の<u>基準額を適用する者は、2(1)～(3)及び(5)</u>によるものとする。</p> <p>5 <u>統括婦人相談員加算</u>及び<u>主任婦人相談員加算</u>について</p> <p>(1) <u>統括婦人相談員</u>は、概ね5年以上の経験年数を有し、別に定める研修を修了している者であって、スーパーバイザー、中核リー</p>

新	旧
<p>リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けている職員とする。</p> <p>(2) <u>主任女性相談支援員</u>は、概ね3年以上の経験年数を有し、別に定める研修を修了している者であって、若手リーダー、分野別リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けている職員とする。</p> <p>(3) <u>統括女性相談支援員</u>は、困難な問題を抱える女性への支援に関するマネジメント、他機関調整の代表役、他の<u>女性相談支援員</u>等に対するスーパーバイズ及び働きやすい環境作り等を担うものとする。</p> <p>(4) <u>主任女性相談支援員</u>は研修を受講した各分野(若年女性支援、就業支援、障害福祉など)におけるスーパーバイズ等を担う者とする。</p> <p>(5) <u>統括女性相談支援員加算</u>及び<u>主任女性相談支援員加算</u>の対象となる者の上限は以下の①及び②により算出される人数とする。 なお、<u>統括女性相談支援員</u>と<u>主任女性相談支援員</u>を兼務する場合は、<u>統括女性相談支援員加算</u>のみ適用するものとする。</p> <p>① <u>統括女性相談支援員</u>：当該自治体に配置される<u>女性相談支援員数</u>×0.1(小数点以下切り上げ)</p> <p>② <u>主任女性相談支援員</u>：当該自治体に配置される<u>女性相談支援員数</u>×0.3(小数点以下切り上げ)</p> <p>(6) (1)及び(2)において、<u>令和9年度末</u>までは研修に係る要件は課さないものとし、令和10年度以降については、職員の研修の受講状況等を踏まえ決定することとする。</p> <p>6 留意事項</p> <p>(1) 本国庫補助を活用する<u>女性相談支援員</u>の任用に当たっては、そ</p>	<p>リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けている職員とする。</p> <p>(2) <u>主任婦人相談員</u>は、概ね3年以上の経験年数を有し、別に定める研修を修了している者であって、若手リーダー、分野別リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けている職員とする。</p> <p>(3) <u>統括婦人相談員</u>は、困難な問題を抱える女性への支援に関するマネジメント、他機関調整の代表役、他の<u>婦人相談員</u>等に対するスーパーバイズ及び働きやすい環境作り等を担うものとする。</p> <p>(4) <u>主任婦人相談員</u>は研修を受講した各分野(若年女性支援、就業支援、障害福祉など)におけるスーパーバイズ等を担う者とする。</p> <p>(5) <u>統括婦人相談員加算</u>及び<u>主任婦人相談員加算</u>の対象となる者の上限は以下の①及び②により算出される人数とする。 なお、<u>統括婦人相談員</u>と<u>主任婦人相談員</u>を兼務する場合は、<u>統括婦人相談員加算</u>のみ適用するものとする。</p> <p>① <u>統括婦人相談員</u>：当該自治体に配置される<u>婦人相談員数</u>×0.1(小数点以下切り上げ)</p> <p>② <u>主任婦人相談員</u>：当該自治体に配置される<u>婦人相談員数</u>×0.3(小数点以下切り上げ)</p> <p>(6) (1)及び(2)において、<u>令和10年度</u>までは研修に係る要件は課さないものとし、令和10年度以降については、職員の研修の受講状況等を踏まえ決定することとする。</p> <p>6 留意事項</p> <p>(1) 本国庫補助を活用する<u>婦人相談員</u>の任用に当たっては、その職</p>

新	旧
<p>の職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮するとともに、可能なかぎり専任となるよう留意することとする。</p> <p>また、<u>女性相談支援員</u>が非正規職員であってもその役割を十分に果たすことができるよう、必要な情報等へのアクセスや支援ツールの利用、他部署連携等について、十分に配慮するものとする。</p> <p>(2) 会計年度任用職員の給与水準の決定等にあたっては、以下について十分に留意し、適切に決定すること。</p> <p>① 地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の給与決定原則にのっとり、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎としつつ、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮すること。</p> <p>② 単に財政上の制約のみを理由として、期末手当及び勤勉手当の支給について抑制を図ることは、制度の趣旨に沿わないものであること。</p> <p>(3) 5に定める「別に定める研修」については、<u>「※※※」に定めるカリキュラムの内容を満たす研修をいい</u>、「別に定める研修を修了している者」については、地方自治体等が実施する当該カリキュラムの内容を満たす研修を修了している者とする。</p>	<p>務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮するとともに、可能なかぎり専任となるよう留意することとする。</p> <p>また、<u>婦人相談員</u>が非正規職員であってもその役割を十分に果たすことができるよう、必要な情報等へのアクセスや支援ツールの利用、他部署連携等について、十分に配慮するものとする。</p> <p>(2) 会計年度任用職員の給与水準の決定等にあたっては、以下について十分に留意し、適切に決定すること。</p> <p>① 地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の給与決定原則にのっとり、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎としつつ、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮すること。</p> <p>② 単に財政上の制約のみを理由として、期末手当の支給について抑制を図ることは、制度の趣旨に沿わないものであること。</p> <p>(3) 5に定める「別に定める研修」については、<u>令和5年度中に研修カリキュラムを策定する予定であり</u>、「別に定める研修を修了している者」については、地方自治体等が実施する当該カリキュラムの内容を満たす研修を修了している者とする。</p>

(参考)「女性自立支援施設退所者自立生活支援事業の実施について」新旧対照表(案)

新	旧
<p style="text-align: right;">社 援 発 ※ 第 ※ 号 令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>厚生労働省社会・援護局長</u></p> <p><u>女性自立支援施設退所者自立生活支援事業の実施について</u></p> <p><u>女性支援事業</u>の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、<u>女性自立支援施設</u>を退所した者が地域社会で安定した自立生活を送ることができるための条件整備を図るため、今般、別紙のとおり「<u>女性自立支援施設退所者自立生活支援事業実施要綱</u>」を定め令和6年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。</p> <p>また、本通知の施行に伴い、「<u>婦人保護施設退所者自立生活援助事業の実施について</u>」(平成3年6月12日社生第80号厚生省社会局長通知)は廃止する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。</p>	<p style="text-align: right;">社 生 第 8 0 号 平成3年6月12日 〔一部改正〕平成20年4月25日 雇発第0125001号 令和元年12月26日 子発1226第4号 令和2年9月3日 子発0903第7号</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>厚生省社会局長</u></p> <p><u>婦人保護施設退所者自立生活援助事業の実施について</u></p> <p><u>婦人保護事業</u>の推進については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、<u>婦人保護施設</u>を退所した者が地域社会で安定した自立生活を送ることができるための条件整備を図るため、今般、別紙のとおり「<u>婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要綱</u>」を定め平成3年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。</p> <p>なお、この通知については、<u>貴管内の市町村、婦人相談所及び婦人保護施設に対し、貴職からこの旨周知されるようお願いするとともに</u>、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。</p>

新	旧
<p data-bbox="76 107 127 134">別紙</p> <p data-bbox="172 174 695 201" style="text-align: center;"><u>女性自立支援施設退所者自立生活支援事業実施要綱</u></p> <p data-bbox="82 241 169 268">1 目的</p> <p data-bbox="98 277 788 336">女性自立支援施設を退所した者が、地域社会で安定した自立生活が継続して送られるようにすることを目的とする。</p> <p data-bbox="82 376 146 403">2 略</p> <p data-bbox="82 546 217 573">3 実施施設</p> <p data-bbox="98 582 788 676">この事業を実施する施設は、女性自立支援施設であって、当該年度当初において事業の対象者を5人以上有している施設の中から都道府県知事があらかじめ指定して実施するものとする。</p> <p data-bbox="82 716 191 743">4 対象者</p> <p data-bbox="98 752 788 846">女性自立支援施設を退所した者で、かつ、自立した生活を送るうえで種々の問題を有しており、自立生活のための相談、支援を希望する者であって、女性相談支援センターが必要と認めた者とする。</p> <p data-bbox="82 887 236 913">5 実施方法等</p> <p data-bbox="98 922 788 1012">(1) 本事業を実施するに当たっては、実務上の責任者（以下、この職員を「生活支援員」という。）1人を、原則として当該施設の職員のうちから適当と判断される職員を選定して配置するものとす</p>	<p data-bbox="807 107 858 134">別紙</p> <p data-bbox="922 174 1404 201" style="text-align: center;"><u>婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要綱</u></p> <p data-bbox="813 241 900 268">1 目的</p> <p data-bbox="829 277 1519 336">婦人保護施設を退所した者が、地域社会で安定した自立生活が継続して送られるようにすることを目的とする。</p> <p data-bbox="813 376 948 403">2 実施主体</p> <p data-bbox="852 412 1519 506">事業の実施主体は都道府県とする。 ただし、都道府県は、事業内容を適切に実施することができる者と認められた者に事業の全部又は一部を委託して実施することができる。</p> <p data-bbox="813 546 948 573">3 実施施設</p> <p data-bbox="829 582 1519 676">この事業を実施する施設は、婦人保護施設であって、当該年度当初において事業の対象者を5人以上有している施設の中から都道府県知事があらかじめ指定して実施するものとする。</p> <p data-bbox="813 716 922 743">4 対象者</p> <p data-bbox="829 752 1519 846">婦人保護施設を退所して、自立した生活を送るうえで種々の問題を有しており、自立生活のための相談、指導等の援助を希望する者であって、かつ婦人相談所が必要と認めた者とする。</p> <p data-bbox="813 887 967 913">5 実施方法等</p> <p data-bbox="829 922 1519 1012">(1) 本事業を実施するに当たっては、実務上の責任者（以下、この職員を「生活援助指導員」という。）1人を、原則として当該施設の職員のうちから適当と判断される職員を選定して配置するもの</p>

新	旧
<p data-bbox="130 1227 162 1254">る。</p> <p data-bbox="98 1263 788 1388">(2) 生活支援員は、対象者が勤務する職場への訪問、対象者が勤務から戻る夜間又は祝休日等を利用した住居への訪問又は自立に当たっての関係機関への同行等の方法により、相談、支援等に当たるものとする。</p> <p data-bbox="98 1397 258 1424">(3) 支援の内容</p> <p data-bbox="114 1433 788 1491">ア 実施期間は、対象者1人につき1年間とする。なお、必要があれば実施期間を更新することができる。</p> <p data-bbox="114 1500 788 1559">イ 実施施設は、対象者ごとに個人別支援計画書を作成し、生活支援員を中心として、必要に応じ次の支援を行うこと。</p> <p data-bbox="146 1568 775 1626">(ア) 日常生活に対応する支援（食生活、健康管理、金銭管理、整理整頓等）</p> <p data-bbox="146 1635 603 1662">(イ) 地域及び職場での対人関係に関する支援</p> <p data-bbox="146 1671 510 1697">(ウ) 関係機関等の活用に関する支援</p> <p data-bbox="146 1706 443 1733">(エ) 家族、親戚との交流促進</p> <p data-bbox="146 1742 510 1769">(オ) その他社会生活における相談等</p> <p data-bbox="114 1778 788 1836">ウ 生活支援員は、前記イに掲げる支援のほか、次の業務を行うこと。</p> <p data-bbox="146 1845 536 1872">(ア) 月間又は年間スケジュールの作成</p> <p data-bbox="146 1881 788 1939">(イ) 個人別支援計画書・報告書（別紙1）及び支援台帳（別紙2）の作成</p> <p data-bbox="146 1948 376 1975">(ウ) その他必要な事項</p> <p data-bbox="114 1984 788 2110">エ 実施施設は、女性自立支援施設を退所した者が、退所後においても集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等による自助グループの活動支援を行うことができる。なお、実施に当たっては、利用しやすい時間帯や曜日等の設定に配慮すること。</p>	<p data-bbox="865 1227 938 1254">とする。</p> <p data-bbox="833 1263 1519 1388">(2) 生活援助指導員は、対象者が勤務する職場への訪問、対象者が勤務から戻る夜間又は祝休日等を利用した住居への訪問又は自立に当たっての関係機関への同行等の方法により、相談、指導等の援助に当たるものとする。</p> <p data-bbox="833 1397 992 1424">(3) 援助の内容</p> <p data-bbox="849 1433 1519 1491">ア 実施期間は、対象者1人につき1年間とする。なお、必要があれば実施期間を更新することができる。</p> <p data-bbox="849 1500 1519 1559">イ 実施施設は、対象者ごとに個人別支援計画書を作成し、生活援助指導員を中心として、必要に応じ次の援助を行うこと。</p> <p data-bbox="880 1568 1509 1626">(ア) 日常生活に対応する援助（食生活、健康管理、金銭管理、整理整頓等）</p> <p data-bbox="880 1635 1337 1662">(イ) 地域及び職場での対人関係に関する指導</p> <p data-bbox="880 1671 1222 1697">(ウ) 関係機関等の活用方法の指導</p> <p data-bbox="880 1706 1174 1733">(エ) 家族、親戚との交流促進</p> <p data-bbox="880 1742 1356 1769">(オ) その他社会生活における相談、余暇指導等</p> <p data-bbox="849 1778 1519 1836">ウ 生活援助指導員は、前記イに掲げる援助のほか、次の業務を行うこと。</p> <p data-bbox="880 1845 1267 1872">(ア) 月間又は年間スケジュールの作成</p> <p data-bbox="880 1881 1519 1939">(イ) 個人別支援計画書・報告書（別紙1）及び指導台帳（別紙2）の作成</p> <p data-bbox="880 1948 1110 1975">(ウ) その他必要な事項</p> <p data-bbox="849 1984 1519 2110">エ 実施施設は、婦人保護施設を退所した者が、退所後においても集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等による自助グループの活動支援を行うことができる。なお、実施に当たっては、利用しやすい時間帯や曜日等の設定に配慮すること。</p>

新	旧
<p>(削除)</p> <p>6 実施上の留意事項</p> <p>(1) 本事業の実施に当たっては、<u>女性相談支援センター</u>、福祉事務所等関係機関と連携を密にするとともに、地域社会の理解と協力を得られるよう配慮するものとする。</p> <p>(2) 他管内の<u>女性自立支援施設</u>を退所した者が実施施設の周辺に居をかまえ、本事業を希望する場合については、各々の<u>女性相談支援センター</u>及び<u>女性自立支援施設</u>と相互の連携を密にし、効果的な実施が図られるよう配慮するものとする。</p> <p>(3) <u>生活支援員</u>は、対象者1人につき、少なくとも月1回は住居又は職場等の訪問を行うもの（ただし、対象者の生活状況や職務状況、本人の希望等により、月1回の訪問を要しないと判断した場合はこの限りでない）とし、特に濃密な<u>支援</u>が必要と思われる者に対しては、必要に応じて<u>支援</u>回数を多くするものとする。</p> <p>(4) ～(5) 略</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>オ 年度当初に1年間の支援を予定した対象者が、年度末を待たずして支援が不要になった場合は、残余の期間については、婦人相談所が必要と認める他の退所者を対象者として本事業を継続することができる。この場合、当該対象者について個人別支援計画書を作成する。</u></p> <p>6 実施上の留意事項</p> <p>(1) 本事業の実施に当たっては、<u>婦人相談所</u>、福祉事務所等関係機関と連携を密にするとともに、地域社会の理解と協力を得られるよう配慮するものとする。</p> <p>(2) 他管内の<u>婦人保護施設</u>を退所した者が実施施設の周辺に居をかまえ、本事業を希望する場合については、各々の<u>婦人相談所</u>及び<u>婦人保護施設</u>と相互の連携を密にし、効果的な実施が図られるよう配慮するものとする。</p> <p>(3) <u>生活援助指導員</u>は、対象者1人につき、少なくとも月1回は住居又は職場等の訪問を行うもの（ただし、対象者の生活状況や職務状況、本人の希望等により、月1回の訪問を要しないと判断した場合はこの限りでない）とし、特に濃密な<u>援助</u>が必要と思われる者に対しては、必要に応じて指導回数を多くするものとする。</p> <p>(4) 個人別支援計画書の作成に当たっては、事前に対象者と話し合うなどして、対象者の意見が十分反映されるよう留意すること。また、必要に応じて見直しを行うこと。</p> <p>(5) 対象者が配偶者からの暴力被害者である場合には、配偶者からの迫及等が考えられることから、実施の際には十分配慮すること。</p> <p><u>7 事業に対する補助</u></p>

新	旧
<p><u>7 国の助成</u></p> <p>国は、都道府県が本事業のために支出した経費について、別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p><u>都道府県は、実施施設に対し、本事業に要する経費を支弁するものとする。</u></p> <p><u>8 国の助成</u></p> <p>国は、都道府県が本事業のために支出した経費について、別に定めるところにより補助するものとする。</p>

新		旧	
別紙1 (様式例) 個人別支援計画書・報告書		別紙1 (様式例) 個人別支援計画書・報告書	
氏名	氏名		
生年月日	生年月日		
入所年月日	入所年月日		
退所年月日	退所年月日		
退所 <u>女性自立支援施設</u>	退所 <u>婦人保護施設</u>		
計画策定日	計画策定日		
計画策定者	計画策定者		
支援目標	支援目標		
計画改正	計画改正		
支援方法	支援方法		
支 援 経 過			
支援年月日	※ 新規対象者・継続対象者 (年 月～)		
年 月 日	(必要に応じて行数を増やし記載)		
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
支援結果	支援結果		

		別紙2 (様式例) <u>指 導 台 帳</u> (年度)									
旧	No	対象者氏名	訪問による <u>指導</u>					その他の方法による <u>指導</u>		指導の概要	
			回数	月/日				施設来訪回数	通信等回数		
※ 必要に応じ、行を追加して記載											
		別紙2 (様式例) <u>支 援 台 帳</u> (年度)									
新	No	対象者氏名	訪問による <u>支援</u>					その他の方法による <u>支援</u>		指導の概要	
			回数	月/日				施設来訪回数	通信等回数		
※ 必要に応じ、行を追加して記載											

新	旧
<p style="text-align: right;">社 援 発 ※ 第 ※ 号 令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;"><u>厚生労働省社会・援護局長</u></p> <p>休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業の実施について</p> <p><u>女性支援事業</u>の推進については、かねてから特段の御配慮を<u>いただ</u>いているところであるが、<u>女性相談支援センター</u>において実施している「休日夜間電話相談事業」及び「法的対応機能強化事業」について、今般、別紙のとおり「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」を定め、<u>令和6年度から実施することとした</u>ので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p><u>また</u>、本通知の施行に伴い、「<u>休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業の実施について</u>」(平成22年3月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)は廃止する。</p> <p><u>なお</u>、この通知は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。</u></p>	<p style="text-align: right;">雇 児 発 0329 第 10 号 平 成 22 年 3 月 29 日 (一部改正) 雇 児 発 0605 第 5 号 平 成 27 年 6 月 5 日 子 発 0428 第 4 号 令 和 3 年 4 月 28 日</p> <p>各 都道府県知事・指定都市市長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</u></p> <p>休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業の実施について</p> <p><u>婦人保護事業</u>の推進については、かねてから特段の御配慮を<u>煩わ</u>しているところであるが、<u>これまでも配偶者からの暴力被害者等に対する支援として婦人相談所</u>において実施している「休日夜間電話相談事業」及び「法的対応機能強化事業」について、今般、別紙のとおり「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p><u>なお</u>、本通知の施行に伴い、<u>平成17年11月11日雇児発1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業の実施について」</u>は廃止する。</p>

新	旧
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱</p> <p>1 休日夜間電話相談事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>配偶者からの暴力(以下「DV」という。)<u>被害者の対応を始め、女性相談支援センターは、時間を選ばずに</u>、相談への対応が求められる。このため、休日(土曜日、日曜日又は祝祭日。以下同じ。)及び平日閉庁後の夜間の相談対応時間を拡大するなどの取組を進めることが必要であることから、<u>女性支援事業に精通した女性相談支援員</u>経験者等による電話相談員を配置し、休日及び夜間の相談体制の強化を図るものである。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p><u>女性相談支援センターに女性支援事業に精通した女性相談支援員</u>経験者等による電話相談員を配置し、休日及び夜間にDV被害者等からの電話相談に対応する。</p> <p>(3) 実施方法</p> <p>① <u>女性相談支援センター</u>の平日の開所時間外の時間帯に行われる相談等に対応する電話相談員を時間外に配置する。</p> <p>② <u>女性相談支援センター</u>が閉所している休日に行われる相談等に対応する電話相談員を配置する。</p> <p>③ 24時間対応が可能となるよう、休日昼間並びに平日及び休日の時間外における相談等の対応に必要な体制の確保に努める。</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱</p> <p>1 休日夜間電話相談事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>配偶者からの暴力(以下「DV」という。)<u>は時間を選ばずに起き、婦人相談所にはDV被害者からの</u>相談への対応が求められる。このため、休日(土曜日、日曜日又は祝祭日。以下同じ。)及び平日閉庁後の夜間の相談対応時間を拡大するなどの取組を進めることが必要であることから、<u>婦人保護事業に精通した婦人相談員</u>経験者等による電話相談員を配置し、休日及び夜間の相談体制の強化を図るものである。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p><u>婦人相談所に婦人保護事業に精通した婦人相談員</u>経験者等による電話相談員を配置し、休日及び夜間にDV被害者等からの電話相談に対応する。</p> <p>(3) 実施方法</p> <p>① <u>婦人相談所</u>の平日の開所時間外の時間帯に行われる相談等に対応する電話相談員を時間外に配置する。</p> <p>② <u>婦人相談所</u>が閉所している休日に行われる相談等に対応する電話相談員を配置する。</p> <p>③ 24時間対応が可能となるよう、休日昼間並びに平日及び休日の時間外における相談等の対応に必要な体制の確保に努める。</p>

新	旧
<p>(4) 留意事項</p> <p>① 電話相談員に対して研修等を行い、個人情報の適切な管理や守秘義務について周知徹底するとともに、電話相談員によるDV被害者等への「二次被害」が起きないように相談技術の向上等を図ること。</p> <p>② 電話相談員のメンタルヘルスケアには、十分配慮すること。</p> <p>2 法的対応機能強化事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>女性相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項第5号において、保護命令制度の利用について、情報提供、助言、関係機関への連絡等の援助を行うこととされ、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等について助言を行うこととされている。また、人身取引被害者、外国人等を含むあらゆる女性に係る国籍、在留資格、離婚、多重債務等に関する民事手続や刑事手続などについての情報提供や調整等の対応が求められている。</p> <p>このため、弁護士等による法的な調整や援助等を得ることにより、女性相談支援センターの援助を円滑に行うことができるようにするものとする。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 本事業は、女性相談支援センターがDV問題や人身取引被害者を含めた外国人問題等に関して熱意を有する弁護士等の協力を得て実施するものとする。</p> <p>② 弁護士等の役割は、次に掲げるいずれかとする。</p>	<p>(4) 留意事項</p> <p>① 電話相談員に対して研修等を行い、個人情報の適切な管理や守秘義務について周知徹底するとともに、電話相談員によるDV被害者等への「二次被害」が起きないように相談技術の向上等を図ること。</p> <p>② 電話相談員のメンタルヘルスケアには、十分配慮すること。</p> <p>2 法的対応機能強化事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>婦人相談所は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項第5号において、保護命令制度の利用について、情報提供、助言、関係機関への連絡等の援助を行うこととされ、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等について助言を行うこととされている。また、人身取引被害者、外国人等を含むあらゆる女性に係る国籍、在留資格、離婚、多重債務等に関する民事手続や刑事手続などについての情報提供や調整等の対応が求められている。</p> <p>このため、弁護士等による法的な調整や援助等を得ることにより、婦人相談所の援助を円滑に行うことができるようにするものとする。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 本事業は、婦人相談所がDV問題や人身取引被害者を含めた外国人問題等に関して熱意を有する弁護士等の協力を得て実施するものとする。</p> <p>② 弁護士等の役割は、次に掲げるいずれかとする。</p>

新	旧
<p>ア 女性相談支援センターにおけるDV被害者や人身取引被害者等からの相談に対して、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整等を実施。</p> <p>イ 女性相談支援センターの職員からの相談に対して、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整等を実施。</p> <p>(3) 実施方法</p> <p>女性相談支援センターにおいて、弁護士等を非常勤職員として配置するほか、適宜、必要に応じた法的な調整や援助等を得る契約を弁護士等との間で結ぶこともできるものとする。</p> <p>3 実施主体</p> <p>事業の実施主体は、都道府県、女性相談支援センターを設置する指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。</p> <p>なお、都道府県等は、1の事業を適切に実施することができる者と認められた者に委託して実施することができる。</p> <p>4 国の助成</p> <p>1及び2に定める事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p>ア 婦人相談所におけるDV被害者や人身取引被害者等からの相談に対して、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整等を実施。</p> <p>イ 婦人相談所の職員からの相談に対して、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整等を実施。</p> <p>(3) 実施方法</p> <p>婦人相談所において、弁護士等を非常勤職員として配置するほか、適宜、必要に応じた法的な調整や援助等を得る契約を弁護士等との間で結ぶこともできるものとする。</p> <p>3 実施主体</p> <p>事業の実施主体は、都道府県、婦人相談所を設置する指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。</p> <p>なお、都道府県等は、1の事業を適切に実施することができる者と認められた者に委託して実施することができる。</p> <p>4 国の助成</p> <p>1及び2に定める事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。</p>

(参考)「配偶者からの暴力の被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業の実施について」新旧対照表(案)

新	旧
<p style="text-align: center;">社 援 発 ※ 第 ※ 号 令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日</p> <p>都道府県知事 各 市 町 村 長 殿 特 別 区 長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">配偶者からの暴力の被害女性保護支援ネットワーク事業 及び職員専門研修事業の実施について</p> <p><u>女性支援事業</u>の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、配偶者からの暴力の被害女性の保護支援を行う関係機関の連携強化及び関係職員の専門性の向上を図るため、今般、別紙のとおり「配偶者からの暴力の被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」を定め、<u>令和6年4月1日</u>から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p><u>また、本通知の施行に伴い、「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業の実施について」(平成14年5月30日雇児発053006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)は廃止する。</u></p>	<p style="text-align: center;">雇 児 発 第 0530006 号 平 成 1 4 年 5 月 3 0 日 (一部改正) 雇 児 発 0605 第 6 号 平 成 2 7 年 6 月 5 日 子 発 0903 第 8 号 令 和 2 年 9 月 3 日 <u>子 発 0428 第 5 号</u> <u>令 和 3 年 4 月 2 8 日</u></p> <p>都道府県知事 各 指 定 都 市 市 長 殿 中 核 市 市 長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業 及び職員専門研修事業の実施について</p> <p><u>婦人保護事業</u>の推進については、かねてから特段の御配慮を煩わしているところであるが、配偶者からの暴力被害女性の保護支援を行う関係機関の連携強化及び関係職員の専門性の向上を図るため、今般、別紙のとおり「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」を定め、<u>平成14年度</u>から実施することとしたので、その適性かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p>

新	旧
<p><u>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</u></p>	

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>配偶者からの暴力の被害女性保護支援ネットワーク事業 及び職員専門研修事業実施要綱</p> <p>1 配偶者からの暴力の被害女性保護支援ネットワーク事業</p> <p>(1) 目的 配偶者からの暴力の被害女性及びその同伴する家族の保護支援を行うに当たり、<u>女性相談支援センター</u>と関係機関等との連携体制を整備することを目的とする。</p> <p>(2) 参加機関 (略)</p> <p>(3) 事業の内容</p> <p>① 連絡会議を年度内におおむね4回以上開催し、参加機関相互の情報交換及び状況把握を行う事業</p> <p>② 学識経験者等を講師とした事例検討会議を年度内におおむね2回以上開催し、配偶者からの暴力の被害女性等の保護支援に関する事例を検討する事業</p> <p>③ ②において検討した事例をもとに事例集を作成し、関係機関の職員に配布し専門性の向上を図る事業又は<u>女性相談支援センター</u>や関係機関の役割等の内容を掲載したパンフレットを作成し、関係機関に配布する事業</p> <p>(4) 留意事項 (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業 及び職員専門研修事業実施要綱</p> <p>1 配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業</p> <p>(1) 目的 配偶者からの暴力被害女性及びその同伴する家族の保護支援を行うに当たり、<u>婦人相談所</u>と関係機関等との連携体制を整備することを目的とする。</p> <p>(2) 参加機関 都道府県域における社会福祉関係、地域保健関係、法務・警察関係、司法関係、教育関係、雇用・労働関係、男女共同参画関係等の関係機関、民生・児童委員、民間団体等</p> <p>(3) 事業の内容</p> <p>① 連絡会議を年度内におおむね4回以上開催し、参加機関相互の情報交換及び状況把握を行う事業</p> <p>② 学識経験者等を講師とした事例検討会議を年度内におおむね2回以上開催し、配偶者からの暴力被害女性等の保護支援に関する事例を検討する事業</p> <p>③ ②において検討した事例をもとに事例集を作成し、関係機関の職員に配布し専門性の向上を図る事業又は<u>婦人相談所</u>や関係機関の役割等の内容を掲載したパンフレットを作成し、関係機関に配布する事業</p> <p>(4) 留意事項 事例の検討を行う際には、事例に関わるプライバシー保護に十分</p>

新	旧
<p>2 <u>女性相談支援センター</u>等職員への専門研修事業</p> <p>(1) 目的 配偶者からの暴力の被害女性の人権、配偶者からの暴力の特性や、<u>入所者の安全が確保される携帯電話等通信機器（以下「通信機器」という。）の取扱い方等に関する理解</u>を深めるために専門研修を行うことを目的とする。</p> <p>(2) 研修対象者 <u>女性相談支援センター</u>、福祉事務所、<u>女性自立支援施設</u>、母子生活支援施設、民間団体等の職員及び<u>女性相談支援員</u>等</p> <p>(3) 事業の内容 (略)</p> <p>3 実施主体 都道府県、<u>女性相談支援センター</u>を設置する指定都市、<u>女性相談支援員を配置する市町村</u>（特別区を含む）</p> <p>4 国の助成 (略)</p>	<p>留意すること。</p> <p>2 <u>婦人相談所</u>等職員への専門研修事業</p> <p>(1) 目的 配偶者からの暴力被害女性の人権、配偶者からの暴力の特性や、<u>携帯電話等通信機器（以下「通信機器」という。）の性能や取扱い方によって生じる危険性等に関する理解</u>を深めるために専門研修を行うことを目的とする。</p> <p>(2) 研修対象者 <u>婦人相談所</u>、福祉事務所、<u>婦人保護施設</u>、母子生活支援施設、民間団体等の職員及び<u>婦人相談員</u>等</p> <p>(3) 事業の内容 配偶者からの暴力に精通した司法、医療、心理等の学識経験者や、通信機器の性能や取扱い方等に精通した有識者等を講師として招聘し、被害者の人権への配慮や配偶者からの暴力の特性、入所者の安全が確保される通信機器の取扱い方等に関する理解を深めるための研修を実施する。</p> <p>3 実施主体 都道府県、<u>婦人相談所</u>を設置する指定都市、<u>婦人相談員を委嘱する市</u>（特別区を含む）</p> <p>4 国の助成 1及び2に定める事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。</p>

新	旧
<p style="text-align: right;">社 援 発 ※ 第 ※ 号 令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;"><u>厚生労働省社会・援護局長</u></p> <p>人身取引被害女性、外国人 DV 被害女性等を支援する 専門通訳者養成研修事業の実施について</p> <p><u>女性支援事業</u>の推進については、かねてから特段の御配慮をいただいているところであるが、人身取引被害や、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）等に関する専門的な知識を持った通訳者を養成研修することにより、人身取引被害女性、外国人 DV 被害女性等の適切な支援を確保するため、今般、別紙のとおり実施要綱を定め、令和 6 年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p><u>本通知の施行に伴い、「人身取引被害女性及び外国人 DV 被害女性を支援する専門通訳者養成研修事業の実施について」（平成 21 年 4 月 6 日雇児発 0406002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は廃止する。</u></p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。</p>	<p style="text-align: right;">雇 児 発 第 0406002 号 平 成 21 年 4 月 6 日 (一部改正) 雇 児 発 0605 第 7 号 平 成 27 年 6 月 5 日</p> <p>各 都道府県知事・指定都市市長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>人身取引被害女性及び外国人 DV 被害女性を支援する 専門通訳者養成研修事業の実施について</p> <p><u>婦人保護事業</u>の推進については、かねてから特段の御配慮を煩わしているところであるが、人身取引及び配偶者からの暴力（以下「DV」という。）に関する専門的な知識を持った通訳者を養成研修することにより、人身取引被害女性及び外国人 DV 被害女性の適切な支援を確保するため、今般、別紙のとおり実施要綱を定め、平成 21 年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>なお、この通知については、<u>婦人相談所に対し、貴職からこの旨周知されるようお願いするとともに、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添える。</u></p>

新	旧
<p>別紙</p> <p>人身取引被害女性、外国人 DV 被害女性等を支援する 専門通訳者養成研修事業の実施要綱</p> <p>1 目的 人身取引被害女性や配偶者からの暴力（以下「DV」という。）を受けた外国人女性等（以下「人身取引被害等女性」という。）からの相談など、一時保護等の支援を行う婦人相談所等の現場において、専門的知識に裏づけられた適切な通訳が行われることは、必要不可欠なことである。</p> <p>このため、人身取引被害や、DV 等に関する専門的な知識を持った通訳者の養成研修を実施することにより、人身取引被害等女性への支援を確保することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県及び女性相談支援センターを設置する指定都市とする。なお、都道府県及び女性相談支援センターを設置する指定都市は、当該事業を適切に実施することができることと認められた者に委託して実施することができる。</p> <p>3 研修対象者 次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 基礎的な通訳能力のある者</p> <p>(2) 研修終了後に、当該都道府県及び女性相談支援センターを設置する指定都市に通訳者として登録し、通訳活動を行う意思がある者</p> <p>(3) 本研修の他、人身取引被害等女性支援に係る研修等に参加可能な者</p> <p>4 実施内容 (1) 研修講師 講師は次の者とするを原則とする。</p>	<p>別紙</p> <p>人身取引被害女性及び外国人 DV 被害女性を支援する 専門通訳者養成研修事業の実施要綱</p> <p>1 目的 人身取引被害女性や配偶者からの暴力（以下「DV」という。）を受けた外国人女性（以下「人身取引被害等女性」という。）の相談、一時保護等の支援を行う婦人相談所等の現場において、専門的知識に裏づけられた適切な通訳が行われることは、必要不可欠なことである。</p> <p>このため、人身取引及び DV に関する専門的な知識を持った通訳者の養成研修を実施することにより、人身取引被害等女性への支援を確保することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市とする。なお、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市は、当該事業を適切に実施することができることと認められた者に委託して実施することができる。</p> <p>3 研修対象者 次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 基礎的な通訳能力のある者</p> <p>(2) 研修終了後に、当該都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市に通訳者として登録し、通訳活動を行う意思がある者</p> <p>(3) 本研修の他、人身取引被害等女性支援に係る研修等に参加可能な者</p> <p>4 実施内容 (1) 研修講師 講師は次の者とするを原則とする。</p>

新	旧
<p>① <u>女性相談支援センター</u>及び関係機関の職員</p> <p>② 人身取引被害者等への支援に取り組んでいる司法、心理等の専門家</p> <p>③ 人身取引被害者等への支援に取り組んでいる国際機関や民間団体職員</p> <p>(2) 研修の方法及び内容</p> <p>① 講義及び演習により行う。</p> <p>② 日程はおおむね3日間で行うとするが、受講者の負担を考慮し弾力的に設定する。</p> <p>③ 講義及び演習は、以下の内容の研修を行う。</p> <p>ア 外国人に関する日本の諸制度に関すること</p> <p>イ 人身取引の基礎知識に関すること</p> <p>ウ DVの基礎知識に関すること</p> <p>エ 人身取引被害者の理解と支援に関すること</p> <p>オ DV被害者の理解と支援に関すること</p> <p><u>カ 女性支援全般に関すること</u></p> <p><u>キ</u> 女性、<u>子ども</u>、外国人の人権に関すること</p> <p><u>ク</u> 通訳者としての守秘義務等の心構えに関すること</p> <p><u>ケ</u> ロールプレイ及び事例検討</p> <p>5 専門通訳者の登録 本研修を修了し、通訳活動を行う意思のある者は、当該都道府県及び<u>女性相談支援センター</u>を設置する指定都市に登録する。(別添参照)</p> <p>6 事業実施の留意点等</p> <p>(1) 本事業の実施に当たっては、<u>地方出入国在留管理局</u>、国際交流協会、民間団体等関係機関と連携を密にするとともに、各都道府県のホームページやポスター等を活用しながら、本研修に関する情報の提供を図ること。</p> <p>(2) 本研修において、個別事例を提示する際は、被害者が特定されるようなことのないよう個人情報の取扱いには十分配慮すること。</p>	<p>① <u>婦人相談所</u>及び関係機関の職員</p> <p>② 人身取引被害者等への支援に取り組んでいる司法、心理等の専門家</p> <p>③ 人身取引被害者等への支援に取り組んでいる国際機関や民間団体職員</p> <p>(2) 研修の方法及び内容</p> <p>① 講義及び演習により行う。</p> <p>② 日程はおおむね3日間で行うとするが、受講者の負担を考慮し弾力的に設定する。</p> <p>③ 講義及び演習は、以下の内容の研修を行う。</p> <p>ア 外国人に関する日本の諸制度に関すること</p> <p>イ 人身取引の基礎知識に関すること</p> <p>ウ DVの基礎知識に関すること</p> <p>エ 人身取引被害者の理解と支援に関すること</p> <p>オ DV被害者の理解と支援に関すること</p> <p><u>カ</u> 女性、<u>子ども</u>、外国人の人権に関すること</p> <p><u>キ</u> 通訳者としての守秘義務等の心構えに関すること</p> <p><u>ク</u> ロールプレイ及び事例検討</p> <p>5 専門通訳者の登録 本研修を修了し、通訳活動を行う意思のある者は、当該都道府県及び<u>婦人相談所</u>を設置する指定都市に登録する。(別添参照)</p> <p>6 事業実施の留意点等</p> <p>(1) 本事業の実施に当たっては、<u>地方入国管理局</u>、国際交流協会、民間団体等関係機関と連携を密にするとともに、各都道府県のホームページやポスター等を活用しながら、本研修に関する情報の提供を図ること。</p> <p>(2) 本研修において、個別事例を提示する際は、被害者が特定されるようなことのないよう個人情報の取扱いには十分配慮すること。</p>

新	旧
<p>7 国の助成 国は、都道府県及び<u>女性相談支援センター</u>を設置する指定都市が本事業のために支出した経費について、予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p>7 国の助成 国は、都道府県及び<u>婦人相談所</u>を設置する指定都市が本事業のために支出した経費について、予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。</p>

新					旧						
別添（様式例）					別添（様式例）						
登録申請書					登録申請書						
年 月 日					平成 年 月 日						
女性相談支援センター長 様					当該都道府県婦人相談所長 様						
氏 名	(フリガナ)				氏 名	(フリガナ)					
生 年 月 日	(西暦)	年	月	日 (歳)	生 年 月 日	(西暦)	年	月	日 (歳)		
住 所	〒				住 所	〒					
連 絡 先	(自宅)	(携帯)			連 絡 先	(自宅)	(携帯)				
通訳可能言語	第一言語		第二言語等		通訳可能言語	第一言語		第二言語等			
通 訊 経 験					通 訊 経 験						
活動可能時間	曜日	1. 平日 (月～金)	時間	から	まで	活動可能時間	曜日	1. 平日 (月～金)	時間	から	まで
		2. 休日 (土、日、祝日)		から	まで			2. 休日 (土、日、祝日)		から	まで
		3. 特定曜日		から	まで			3. 特定曜日		から	まで

(参考)「女性相談支援センター一時保護所入所者個別対応強化事業の実施について」新旧対照表 (案)

新		旧	
社 援 発 ※ 第 ※ 号 令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日		子 発 0528 第 2 号 平成 30 年 5 月 28 日 (一部改正) 子 発 0428 第 8 号 令和 3 年 4 月 28 日	
各 都道府県知事 殿 指定都市市長		各 都道府県知事 殿 指定都市市長	厚生労働省子ども家庭局長
<u>女性相談支援センター</u> 一時保護所入所者個別対応強化事業の実施について		<u>婦人相談所</u> 一時保護所入所者個別対応強化事業の実施について	
<u>女性支援事業の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、女性相談支援センター一時保護所に入所した女性に対する適切な支援体制を確保するため、別紙のとおり「女性相談支援センター一時保護所入所者個別対応強化事業実施要綱」を定め、令和 6 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</u>		<u>婦人相談所</u> 一時保護所に入所した被害者に対する適切な支援体制を確保するため、別紙のとおり「婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業実施要綱」を定め、平成 30 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。	
<u>本通知の施行に伴い、「婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業の実施について」(平成 30 年 5 月 28 日子発 0528 第 2 号厚生労働省子ども家庭局長通知)</u> は廃止する。			
なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。		なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。	

新	旧
<p>(別紙)</p> <p><u>女性相談支援センター</u>一時保護所入所者個別対応強化事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p><u>女性相談支援センター</u>一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）には、様々な困難を抱える被害者が入所しており、入所者の中には、配偶者からの暴力や性暴力等の被害に加え、何らかの障害あるいは疾病を複合的に抱えているケースもあることから、個々のケースに応じたきめ細かな支援の強化を図るため、<u>女性相談支援センター</u>一時保護所に個別対応を行う職員（以下「個別対応職員」という。）を配置し、入所者に対する適切な支援体制を確保することを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>事業の実施主体は、都道府県、<u>女性相談支援センター</u>を設置する指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。</p> <p>3 対象施設</p> <p>個別対応職員を配置する施設は、<u>女性相談支援センター</u>一時保護所とし、障害あるいは疾病等を複合的に抱え、特に個別の対応が必要な入所者に対して支援を行うものとする。</p> <p>4 個別対応する職員の要件</p> <p>個別対応職員は、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p>	<p>(別紙)</p> <p><u>婦人相談所</u>一時保護所入所者個別対応強化事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p><u>婦人相談所</u>一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）には、様々な困難を抱える被害者が入所しており、入所者の中には、配偶者からの暴力や性暴力等の被害に加え、何らかの障害あるいは疾病を複合的に抱えているケースもあることから、個々のケースに応じたきめ細かな支援の強化を図るため、<u>婦人相談所</u>一時保護所に個別対応を行う職員（以下「個別対応職員」という。）を配置し、入所者に対する適切な支援体制を確保することを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>事業の実施主体は、都道府県、<u>婦人相談所</u>を設置する指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。</p> <p>3 対象施設</p> <p>個別対応職員を配置する施設は、<u>婦人相談所</u>一時保護所とし、障害あるいは疾病等を複合的に抱え、特に個別の対応が必要な入所者に対して支援を行うものとする。</p> <p>4 個別対応する職員の要件</p> <p>個別対応職員は、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p>

新	旧
<p>(1) <u>女性支援事業又は</u>社会福祉事業に従事した経験のある者</p> <p>(2) 社会的信望<u>及び女性支援事業</u>に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者</p> <p>5 個別対応職員の業務内容</p> <p>(1) 特に個別の対応が必要とされる入所者への個別面接</p> <p>(2) 当該入所者への生活場面での1対1の対応</p> <p>(3) 地域で自立するための公的機関等への同行支援</p> <p>(4) 関係機関との連絡調整</p> <p>(5) その他</p> <p>6 運営上の留意点</p> <p>(1) 「<u>女性支援事業の実施について</u>」(令和5年※月※日※※)の別添2「<u>女性相談支援センター設置要綱</u>」に定める職員配置を満たしており、<u>婦人保護費国庫負担金(P)</u>の対象となる職員として国庫負担金の交付を既に受けている職員とは別に個別対応職員を1名配置すること。</p> <p>(2) 入所者との信頼関係の構築に努めること。</p> <p>(3) 効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。</p> <p>(4) 5に定める業務を通じて、特に個別の対応が必要とされる入所者について、より早期の自立への支援を図ること。</p> <p>7 経費</p> <p>個別対応職員の配置に要する経費については、国は予算の範囲内に</p>	<p>(1) <u>婦人保護事業</u>、社会福祉事業に従事した経験のある者</p> <p>(2) 社会的信望、<u>婦人保護事業</u>に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者</p> <p>5 個別対応職員の業務内容</p> <p>(1) 特に個別の対応が必要とされる入所者への個別面接</p> <p>(2) 当該入所者への生活場面での1対1の対応</p> <p>(3) 地域で自立するための公的機関等への同行支援</p> <p>(4) 関係機関との連絡調整</p> <p>(5) その他</p> <p>6 運営上の留意点</p> <p>(1) <u>婦人相談所設置要綱(昭和38年3月19日厚生省発社第35号)</u>に定める職員配置を満たしており、<u>婦人保護費国庫負担金</u>の対象となる職員として国庫負担金の交付を既に受けている職員とは別に個別対応職員を1名配置すること。</p> <p>(2) 入所者との信頼関係の構築に努めること。</p> <p>(3) 効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。</p> <p>(4) 5に定める業務を通じて、特に個別の対応が必要とされる入所者について、より早期の自立への支援を図ること。</p> <p>7 経費</p> <p>個別対応職員の配置に要する経費については、国は予算の範囲内に</p>

新	旧
<p>において別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p>において別に定めるところにより補助するものとする。</p>

(参考)「女性相談支援センターSNS等相談支援事業の実施について」新旧対照表(案)

新	旧
<p style="text-align: right;">社 援 発 ※ 第 ※ 号 令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: right;"><u>厚生労働省社会・援護局長</u></p> <p><u>女性相談支援センター</u> SNS等相談支援事業の実施について</p> <p><u>女性支援事業の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが</u>、若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNS等を活用した相談体制の充実を図るため、別紙のとおり「<u>女性相談支援センター</u> SNS等相談支援事業実施要綱」を定め、<u>令和6年</u>4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p><u>本通知の施行に伴い、「婦人相談所SNS等相談支援事業の実施について」(令和2年9月3日子発0903第6号厚生労働省子ども家庭局長通知)</u>は廃止する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。</p>	<p style="text-align: right;">子 発 0903 第 6 号 令 和 2 年 9 月 3 日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: right;"><u>厚生労働省子ども家庭局長</u></p> <p><u>婦人相談所</u> SNS等相談支援事業の実施について</p> <p>若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNS等を活用した相談体制の充実を図るため、別紙のとおり「<u>婦人相談所</u> SNS等相談支援事業実施要綱」を定め、<u>令和2年</u>4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

新	旧
<p>(別紙)</p> <p><u>女性相談支援センター</u> SNS等相談支援事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>近年、若年層を中心にSNS等がコミュニケーション手段の中心となっている実態を踏まえ、<u>女性相談支援センター</u>にSNS等を活用した相談体制を導入し、それを入り口として、若年層をはじめとした困難な問題を抱える女性が支援に円滑につながるよう、相談体制の充実を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>事業の実施主体は、都道府県、<u>女性相談支援センター</u>を設置する指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。</p> <p>なお、都道府県等は、当該事業を適切に実施することができると思えた者に委託して実施することができる。</p> <p>3 実施方法</p> <p>SNS等を活用した即応性のある文字情報等による相談対応を実施するとともに、必要に応じて相談員の専門性を向上させるための研修、事業を効果的かつ円滑に実施するための通信ログ等の分析・研究、相談技法の開発等を行う。</p>	<p>(別紙)</p> <p>婦人相談所 SNS等相談支援事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p><u>婦人保護事業では、従来、婦人相談所等における電話相談から始まり、来所相談、一時保護等の支援につなげているところであるが</u>、近年、若年層を中心にSNS等がコミュニケーション手段の中心となっている実態を踏まえ、<u>婦人相談所</u>にSNS等を活用した相談体制を導入し、それを入り口として、若年層をはじめとした困難な問題を抱える女性が支援に円滑につながるよう、相談体制の充実を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>事業の実施主体は、都道府県、<u>婦人相談所</u>を設置する指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。</p> <p>なお、都道府県等は、当該事業を適切に実施することができると思えた者に委託して実施することができる。</p> <p>3 実施方法</p> <p>SNS等を活用した即応性のある文字情報等による相談対応を実施するとともに、必要に応じて相談員の専門性を向上させるための研修、事業を効果的かつ円滑に実施するための通信ログ等の分析・研究、相談技法の開発等を行う。</p>

新	旧
<p>相談員については、SNS等の活用による相談対応を円滑に行うために必要な知識及び経験を有するとともに、電話相談の経験を有し、本事業の趣旨を理解する者とする。</p> <p>また、相談員に対し助言・指導等を行う指導員を配置し、困難事例等に対し適切に対応すること。</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1) 困難な問題を抱える女性からのSNS等を活用した相談対応</p> <p>(2) 相談内容の記録・整理及び<u>女性相談支援センター長</u>等への報告</p> <p>(3) 事業の周知・広報活動業務</p> <p>(4) 通信ログ等の分析・研究</p> <p>(5) 相談技法の開発</p> <p>(6) その他必要な業務</p> <p>6 実施上の留意点</p> <p>(1) 相談者との信頼関係の構築に努めること。</p> <p>(2) 効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。</p> <p>7 経費</p> <p>事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p>相談員については、SNS等の活用による相談対応を円滑に行うために必要な知識及び経験を有するとともに、電話相談の経験を有し、本事業の趣旨を理解する者とする。</p> <p>また、相談員に対し助言・指導等を行う指導員を配置し、困難事例等に対し適切に対応すること。</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1) 困難な問題を抱える女性からのSNS等を活用した相談対応</p> <p>(2) 相談内容の記録・整理及び<u>婦人相談所長</u>等への報告</p> <p>(3) 事業の周知・広報活動業務</p> <p>(4) 通信ログ等の分析・研究</p> <p>(5) 相談技法の開発</p> <p>(6) その他必要な業務</p> <p>6 実施上の留意点</p> <p>(1) 相談者との信頼関係の構築に努めること。</p> <p>(2) 効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。</p> <p>7 経費</p> <p>事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。</p>

新	旧
社 援 発 ※ 第 ※ 号 令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日	雇 児 発 0 4 0 5 第 2 3 号 平 成 2 4 年 4 月 5 日 [一部改正]令和2年9月3日 子 発 0 9 0 3 第 5 号
各 都道府県知事 殿	各 都道府県知事 殿
厚生労働省社会・援護局長	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
女性自立支援施設入所者の地域生活移行支援事業の実施 について	婦人保護施設入所者の地域生活移行支援 について
<p>女性支援事業の推進については、<u>特段のご配慮をいただいているところ</u>であるが、今般 女性自立支援施設において、施設入所者の退所後の地域生活への円滑な移行のための支援について、<u>今般、別紙のとおり「女性自立支援施設入所者の地域生活移行支援事業実施要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</u></p> <p>また、本通知の施行に伴い、「婦人保護施設入所者の地域生活移行支援について」(平成24年4月5日雇児発0405第23号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)は廃止する。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である<u>ことを申し添える。</u></p>	<p>婦人保護事業の推進については特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、婦人保護施設において、施設入所者の退所後の地域生活への円滑な移行のための支援について、<u>下記のとおり取扱うこととしたので通知する。</u></p> <p><u>本通知については、貴職より婦人相談所、婦人保護施設をはじめ、貴部(局)の関係機関及び市町村への周知を併せてお願いする。</u></p> <p>なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。</p> <p>また、本通知の施行に伴い、「婦人保護施設利用者の地域生活移行支援について」(平成19年3月29日雇児福発第0329002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)は廃止する。</p>

新	旧
別紙	記
女性自立支援施設入所者の地域生活移行支援事業実施要綱	
<p>1 目的</p> <p>女性自立支援施設において、施設入所者が施設付近の住宅において地域生活を体験等するための支援を行い、退所後の地域社会への円滑な移行及び自立に向けた支援を行うことを目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 対象者</p> <p>措置期間中の女性自立支援施設入所者であって、退所後の地域社会への円滑な移行等に向けた支援が必要な者</p> <p>(2) 実施方法</p> <p>女性自立支援施設等において、施設入所者が施設を退所する前の一定期間、施設本体から離れ、施設付近の住宅において生活することで、地域社会や地域生活等を体験するための支援を行う。</p> <p>4 対象要件</p> <p>(1) 地域生活移行支援が、女性自立支援施設入所者の退所に向けたプログラムの一環として、退所前の一定期間に限り実施されるものであること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>1 目的</p> <p>婦人保護施設において、施設入所者が施設付近の住宅において地域生活を体験等するための支援を行い、退所後の地域社会への円滑な移行及び自立に向けた支援を行うことを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>事業の実施主体は都道府県とする。</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 対象者</p> <p>措置期間中の婦人保護施設入所者であって、退所後の地域社会への円滑な移行等に向けた支援が必要な者</p> <p>(2) 実施方法</p> <p>婦人保護施設において、施設入所者が施設を退所する前の一定期間、施設本体から離れ、施設付近の住宅において生活することで、地域社会や地域生活等を体験するための支援を行う。</p> <p>4 対象要件</p> <p>(1) 地域生活移行支援が、婦人保護施設入所者の退所に向けたプログラムの一環として、退所前の一定期間に限り実施されるものであること。</p> <p>(2) 施設職員が、施設における支援とともに一体的に対応すること</p>

新	旧
<p>5 実施上の留意事項</p> <p>(1) <u>女性自立支援施設</u>が施設入所者の地域生活移行支援を開始するにあたっては、事前に事業の目的、実施期間、当該住宅における生活上の安全面についての留意点や緊急時の連絡方法等について、利用者と十分話し合うとともに、当該支援の実施について、利用者ごとにあらかじめ<u>女性相談支援センター</u>と協議を行うこと。</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>6 経費</p> <p><u>女性自立支援施設</u>入所者の地域生活移行支援のための経費については、施設に在籍している者として取扱い、「<u>婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について</u>」(平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号厚生労働事務次官通知)(P)により補助の対象とする。</p> <p>生活支援員による生活資金の自己管理の訓練や見守り支援に要する費用については、国は予算の範囲内において別に定めるところに</p>	<p>ができる距離にある住宅において実施すること。</p> <p>5 実施上の留意事項</p> <p>(1) <u>婦人保護施設</u>が施設入所者の地域生活移行支援を開始するにあたっては、事前に事業の目的、実施期間、当該住宅における生活上の安全面についての留意点や緊急時の連絡方法等について、利用者と十分話し合うとともに、当該支援の実施について、利用者ごとにあらかじめ<u>婦人相談所</u>と協議を行うこと。</p> <p>(2) 地域生活移行支援を実施する住宅は、日常生活に支障がないよう必要な設備を有するとともに、利用者の保健衛生及び安全について十分配慮されたものでなければならない。</p> <p>(3) 地域生活移行支援の実施にあたっては、利用者の健康状態の把握の他、生命や身体の安全の確保への配慮とともに、必要に応じて、生活支援員による生活資金の自己管理の訓練や見守り支援を実施し、退所後の地域社会での自立に向けた支援を適切に行うものとする。</p> <p>(4) 地域生活移行支援については、民間住宅を賃借して実施することも可能であること。</p> <p>6 経費</p> <p><u>婦人保護施設</u>入所者の地域生活移行支援のための経費については、施設に在籍している者として取扱い、「<u>婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について</u>」(平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号厚生労働事務次官通知)により補助の対象とする。</p> <p>生活支援員による生活資金の自己管理の訓練や見守り支援に要する費用については、国は予算の範囲内において別に定めるところに</p>

新	旧
<p>より補助するものとする。</p> <p>また、民間住宅を活用して実施する場合の賃借料についても、上記通知により補助の対象とする。</p> <p>なお、賃借料加算を申請する施設は、別紙「賃借料加算分申請書」に必要事項を記入し、建物の賃借に係る契約書の写し等を添付し、都道府県知事に申請するものとする。加算の対象となった施設においては、契約内容が変更となった場合には遅滞なく都道府県知事に届け出なければならない。</p>	<p>より補助するものとする。</p> <p>また、民間住宅を活用して実施する場合の賃借料についても、上記通知により補助の対象とする。</p> <p>なお、賃借料加算を申請する施設は、別紙「賃借料加算分申請書」に必要事項を記入し、建物の賃借に係る契約書の写し等を添付し、都道府県知事に申請するものとする。加算の対象となった施設においては、契約内容が変更となった場合には遅滞なく都道府県知事に届け出なければならない。</p>

新	旧										
(略)	(別紙) 賃貸料加算分申請書										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">施 設 の 名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">賃借物件の所在地</td> <td style="text-align: center;">〒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">賃借契約期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1か月あたりの賃借料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	施 設 の 名 称		賃借物件の所在地	〒	賃借契約期間	年 月 日～ 年 月 日	1か月あたりの賃借料	
区 分	内 容										
施 設 の 名 称											
賃借物件の所在地	〒										
賃借契約期間	年 月 日～ 年 月 日										
1か月あたりの賃借料											
	<p>(注) 1. 本申請は賃貸借契約後、契約書の写し等を添付して提出すること。</p> <p>2. 同一施設が複数の民間住宅と賃貸借契約を結ぶ場合には、賃借物件ごとにそれぞれ申請すること。</p>										

(参考) 「DV対応・児童虐待対応連携強化事業の実施について」新旧対照表 (案)

新	旧
社 援 発 ※ 第 ※ 号 令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日	子 発 0903 第 2 号 令 和 2 年 9 月 3 日
各 都道府県知事 殿 指定都市市長	各 都道府県知事 殿 指定都市市長
厚生労働省社会・援護局長	厚生労働省子ども家庭局長
DV対応・児童虐待対応連携強化事業の実施について	DV対応・児童虐待対応連携強化事業の実施について
<p>女性支援事業の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、女性相談支援センターにおいて、DV被害者等が同伴するこどもの支援の充実を図るため、別紙のとおり「DV対応・児童虐待対応連携強化事業実施要綱」を定め、令和6年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>また、本通知の施行に伴い、「DV対応・児童虐待対応連携強化事業の実施について」(令和2年9月3日子発0903第2号厚生労働省子ども家庭局長通知)は廃止する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p>婦人相談所において、DV被害者等が同伴する児童の支援の充実を図るため、別紙のとおり「DV対応・児童虐待対応連携強化事業実施要綱」を定め、令和2年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

新	旧
<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">DV対応・児童虐待対応連携強化事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p><u>女性相談支援センター</u>において、DVに関する相談支援あるいはDV被害者及びその同伴する<u>子ども</u>の一時保護を行うに当たっては、DVと児童虐待の特性や、これらが重複して発生していること等を踏まえ、児童相談所等関係機関と連携した対応が必要である。</p> <p>このため、これらの対応を強化するため、<u>女性相談支援センター</u>に児童虐待防止対応コーディネーターを配置し、DV対応と児童虐待対応との連携を進め、もってDV被害者及びその同伴する<u>子ども</u>の支援の充実を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>事業の実施主体は、都道府県、<u>女性相談支援センター</u>を設置する指定都市(以下「都道府県等」という。)とする。</p> <p>3 児童虐待防止対応コーディネーターの要件</p> <p>児童虐待防止対応コーディネーターは、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(1) 社会福祉士、精神保健福祉士又は保健師の資格を有する者</p> <p>(2) <u>女性支援事業</u>、児童福祉事業又は社会福祉事業に5年以上従事した者</p> <p>(3) <u>女性支援事業及び</u>児童虐待対応に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者</p>	<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">DV対応・児童虐待対応連携強化事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p><u>婦人相談所</u>において、DVに関する相談支援あるいはDV被害者及びその同伴する<u>児童</u>の一時保護を行うに当たっては、DVと児童虐待の特性や、これらが重複して発生していること等を踏まえ、児童相談所等関係機関と連携した対応が必要である。</p> <p>このため、これらの対応を強化するため、<u>婦人相談所</u>に児童虐待防止対応コーディネーターを配置し、DV対応と児童虐待対応との連携を進め、もってDV被害者及びその同伴する<u>児童</u>の支援の充実を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>事業の実施主体は、都道府県、<u>婦人相談所</u>を設置する指定都市(以下「都道府県等」という。)とする。</p> <p>3 児童虐待防止対応コーディネーターの要件</p> <p>児童虐待防止対応コーディネーターは、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(1) 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師の資格を有する者</p> <p>(2) <u>婦人保護事業</u>、児童福祉事業、社会福祉事業に5年以上従事した者</p> <p>(3) <u>婦人保護事業</u>、児童虐待対応に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者</p>

新	旧
<p>4 児童虐待防止対応コーディネーターの業務内容</p> <p><u>女性相談支援センター</u>が対応するDVに関する相談者及びその者が同伴又は監護する<u>子ども</u>(以下「対象者」という。)への支援において、児童虐待防止のほか、対象者に対する支援の充実を図るために、児童相談所等関係機関と連携した対応等必要な業務を行う。</p> <p>なお、対象者については、DV以外を主訴とする被害者であって、児童虐待が疑われる場合も対象とする。</p> <p>(1) 対象者のDV及び児童虐待に関する情報等について<u>女性相談支援センター</u>内及び児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の関係機関との連絡・調整</p> <p>(2) 一時保護に際して母子分離する場合の児童相談所や児童福祉施設等との連絡・調整</p> <p>(3) 心理的ケア等の対応における一時保護委託契約施設、児童相談所、医療機関、学校等との連絡・調整</p> <p>(4) 一時保護に至らない対象者について、DVや児童虐待の疑われる場合の<u>女性相談支援員</u>、児童相談所、市区町村児童虐待部局等との情報の共有等</p> <p>(5) 地域の<u>女性相談支援員</u>等関係者へのDV対応や児童虐待対応に関する助言</p> <p>(6) その他必要な業務</p> <p>6 実施上の留意点</p> <p>(1) 「<u>女性支援事業の実施について</u>」(令和5年※月※日※※)の別添2「<u>女性相談支援センター設置要綱</u>」に定める職員配置を満たしている婦人相談所であること。</p> <p>(2) 児童虐待防止コーディネーターは、他の国庫補助金等により人件費の補助が行われていない職員の中から1名配置すること。</p> <p>(3) DV被害者等及び同伴児童との信頼関係の構築に努めること。</p> <p>(4) 効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関</p>	<p>4 児童虐待防止対応コーディネーターの業務内容</p> <p><u>女性相談支援センター</u>が対応するDVに関する相談者及びその者が同伴又は監護する<u>児童</u>(以下「対象者」という。)への支援において、児童虐待防止のほか、対象者に対する支援の充実を図るために、児童相談所等関係機関と連携した対応等必要な業務を行う。</p> <p>なお、対象者については、DV以外を主訴とする被害者であって、児童虐待が疑われる場合も対象とする。</p> <p>(1) 対象者のDV及び児童虐待に関する情報等について<u>婦人相談所</u>内及び児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の関係機関との連絡・調整</p> <p>(2) 一時保護に際して母子分離する場合の児童相談所や児童福祉施設等との連絡・調整</p> <p>(3) 心理的ケア等の対応における一時保護委託契約施設、児童相談所、医療機関、学校等との連絡・調整</p> <p>(4) 一時保護に至らない対象者について、DVや児童虐待の疑われる場合の<u>婦人相談員</u>、児童相談所、市区町村児童虐待部局等との情報の共有等</p> <p>(5) 地域の<u>婦人相談員</u>等関係者へのDV対応や児童虐待対応に関する助言</p> <p>(6) その他必要な業務</p> <p>6 実施上の留意点</p> <p>(1) <u>婦人相談所設置要綱(昭和38年3月19日厚生省発社第35号)</u>に定める職員配置を満たしている婦人相談所であること。</p> <p>(2) 児童虐待防止コーディネーターは、他の国庫補助金等により人件費の補助が行われていない職員の中から1名配置すること。</p> <p>(3) DV被害者等及び同伴児童との信頼関係の構築に努めること。</p> <p>(4) 効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関</p>

新	旧
<p>係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。</p> <p>7 (略)</p>	<p>係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。</p> <p>7 経費 児童虐待防止対応コーディネーターの配置等本事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。</p>

(参考)「同伴児童学習支援事業の実施について」新旧対照表(案)

新	旧
<p style="text-align: right;">社 援 発 ※ 第 ※ 号 令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: right; color: red;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">同伴児童学習支援事業の実施について</p> <p style="color: red;">女性支援事業の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、<u>女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設</u>に入所したDV被害者等が同伴する子どもの教育体制の強化を図るため、別紙のとおり「同伴児童学習支援事業実施要綱」を定め、<u>令和6年4月1日</u>から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p style="color: red;">また、本通知の施行に伴い、「<u>同伴児童学習支援事業の実施について</u>」(令和2年9月3日子発0903第3号厚生労働省子ども家庭局長通知)は廃止する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p style="text-align: right;">子 発 0903 第 3 号 令 和 2 年 9 月 3 日 (一部改正) 子 発 0428 第 6 号 令 和 3 年 4 月 28 日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省子ども家庭局長</p> <p style="text-align: center;">同伴児童学習支援事業の実施について</p> <p style="color: red;"><u>婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設</u>に入所したDV被害者等が同伴する子どもの教育体制の強化を図るため、別紙のとおり「同伴児童学習支援事業実施要綱」を定め、<u>令和2年4月1日</u>から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>同伴児童学習支援事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p><u>女性相談支援センター一時保護所</u>（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は<u>女性自立支援施設</u>に入所したDV被害者等が同伴する<u>子ども</u>（以下「同伴児童」という。）が適切に教育を受けられる体制を強化し、同伴児童の支援の充実を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>事業の実施主体は、都道府県、<u>女性相談支援センター</u>を設置する指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。</p> <p>3 事業内容</p> <p>都道府県等は、<u>女性相談支援センター一時保護所</u>又は<u>女性自立支援施設</u>に、教職員としての実務経験者や教職員資格を有する児童指導員としての実務経験者等を<u>学習支援員</u>として配置し、同伴児童の個々の学力に応じた<u>学習支援</u>を行うとともに、必要に応じて教材等を整備するものとする。</p> <p>また、必要に応じて、同伴児童の原籍校等の教育機関、自治体、児童相談所等への連絡調整等を行うものとする。</p> <p>4 実施上の留意点</p> <p>(1) <u>学習支援</u>については、同伴児童の学齢等を考慮した対応に努めること。</p> <p>(2) DVのある家庭環境にあった同伴児童など、様々な背景を有する同伴児童へ</p>	<p>(別紙)</p> <p>同伴児童学習支援事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p><u>婦人相談所一時保護所</u>（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は<u>婦人保護施設</u>に入所したDV被害者等が同伴する<u>子ども</u>（以下「同伴児童」という。）が適切に教育を受けられる体制を強化し、同伴児童の支援の充実を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>事業の実施主体は、都道府県、<u>婦人相談所</u>を設置する指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。</p> <p>3 事業内容</p> <p>都道府県等は、<u>婦人相談所一時保護所</u>又は<u>婦人保護施設</u>に、教職員としての実務経験者や教職員資格を有する児童指導員としての実務経験者等を<u>学習指導員</u>として配置し、同伴児童の個々の学力に応じた<u>学習指導</u>を行うとともに、必要に応じて教材等を整備するものとする。</p> <p>また、必要に応じて、同伴児童の原籍校等の教育機関、自治体、児童相談所等への連絡調整等を行うものとする。</p> <p>4 実施上の留意点</p> <p>(1) <u>学習指導</u>については、同伴児童の学齢等を考慮した対応に努めること。</p> <p>(2) DVのある家庭環境にあった同伴児童など、様々な背景を有する同伴児童へ</p>

新	旧
<p>の対応は、情緒面・行動面・発達面等への影響もあることから、心理療法を担当する職員等と連携し、<u>学習支援</u>に当たること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>の対応は、情緒面・行動面・発達面等への影響もあることから、心理療法を担当する職員等と連携し、<u>学習指導</u>に当たること。</p> <p>(3) 効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。また、関係者間で情報共有を行うことについて、同伴児童の保護者から同意を得ておくこと。</p> <p>5 経費</p> <p>事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。</p>

新	旧
<p style="text-align: right;">社 援 発 ※ 第 ※ 号 令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: right; color: red;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">同伴児童通学支援事業の実施について</p> <p style="color: red;">女性支援事業の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、DV被害者等が同伴する <u>子ども</u> が、一時保護委託施設や婦人保護施設から安心・安全に通学できるよう体制強化を図るため、別紙のとおり「同伴児童通学支援事業実施要綱」を定め、<u>令和6年4月1日</u>から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p style="color: red;">また、本通知の施行に伴い、「<u>同伴児童学習支援事業の実施について</u>」(令和2年9月3日子発0903第3号厚生労働省子ども家庭局長通知)は廃止する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p style="text-align: right;">子 発 0903 第 4 号 令 和 2 年 9 月 3 日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省子ども家庭局長</p> <p style="text-align: center;">同伴児童通学支援事業の実施について</p> <p>DV被害者等が同伴する <u>子ども</u> が、一時保護委託施設や婦人保護施設から安心・安全に通学できるよう体制強化を図るため、別紙のとおり「同伴児童通学支援事業実施要綱」を定め、<u>令和2年4月1日</u>から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

新	旧
<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">同伴児童通学支援事業実施要綱</p> <p>1 目的 DV被害者等が同伴する <u>子ども</u> (以下「同伴児童」という。)が、一時保護委託施設や<u>女性自立支援施設</u>から小・中学校等に安心・安全に通学できるよう、同伴児童への同行支援を行い、同伴児童に対する支援の充実を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 事業の実施主体は、都道府県、<u>女性相談支援センター</u>を設置する指定都市(以下「都道府県等」という。)とする。</p> <p>3 事業内容 都道府県等は、<u>女性相談支援センター</u>が行う一時保護の委託施設又は<u>女性自立支援施設</u>から、同伴児童が小・中学校等に通学する際に、DV加害者等による追跡からの保護や一人で通学する場合等の安全を確保する観点から、生活支援員を配置し、通学への同行支援を行うとともに、同行旅費を支給する。</p> <p>4 実施上の留意点 (1) 同伴児童が通学する際の同行支援については、学校、自治体、警察等関係機関と連携し、同伴児童の安全に配慮した対応に努めること。 (2) <u>女性相談支援センター</u>は、一時保護委託施設及び<u>女性自立支援施設</u>と十分に連携を図り、定期的に通学支援の状況について把握し、必要に応じて関係機関</p>	<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">同伴児童通学支援事業実施要綱</p> <p>1 目的 DV被害者等が同伴する <u>子ども</u> (以下「同伴児童」という。)が、一時保護委託施設や<u>婦人保護施設</u>から小・中学校等に安心・安全に通学できるよう、同伴児童への同行支援を行い、同伴児童に対する支援の充実を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 事業の実施主体は、都道府県、<u>婦人相談所</u>を設置する指定都市(以下「都道府県等」という。)とする。</p> <p>3 事業内容 都道府県等は、<u>婦人相談所</u>が行う一時保護の委託施設又は<u>婦人保護施設</u>から、同伴児童が小・中学校等に通学する際に、DV加害者等による追跡からの保護や一人で通学する場合等の安全を確保する観点から、生活支援員による通学への同行支援を行うとともに、同行旅費を支給する。</p> <p>4 実施上の留意点 (1) 同伴児童が通学する際の同行支援については、学校、自治体、警察等関係機関と連携し、同伴児童の安全に配慮した対応に努めること。 (2) <u>婦人相談所</u>は、一時保護委託施設及び<u>婦人保護施設</u>と十分に連携を図り、定期的に通学支援の状況について把握し、必要に応じて関係機関との調整や助言</p>

新	旧
<p>との調整や助言等を行うこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>等を行うこと。</p> <p>(3) 効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。また、関係者間で情報共有を行うことについて、同伴児童の保護者から同意を得ておくこと。</p> <p>5 経費 事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。</p>

(参考)「DV被害者等自立生活支援事業の実施について」新旧対照表(案)

新	旧
<p style="text-align: right;">社 援 発 ※ 第 ※ 号 令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日</p> <p>都道府県知事 各 市 町 村 長 殿 特 別 区 長</p> <p style="text-align: right;"><u>厚生労働省社会・援護局長</u></p> <p>DV被害者等自立生活支援事業の実施について</p> <p><u>女性支援事業の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、DV、ストーカー、性暴力・性犯罪等の被害等により、女性相談支援センターで一時保護された後、地域で生活を始める方々の中には、基本的な生活習慣は身に付いているものの、精神面での被害の影響が大きく、随時、行政機関等への同行支援や、自立に向けた助言を必要とする場合があります、民間シェルターに入所している被害女性等に対する自立支援及び退所後の定着支援の構築を図るため、別紙のとおり実施要綱を定め、令和6年4月1日から適用することとしたので、その適正且つ円滑な実施について通知する。</u></p> <p>また、本通知の施行に伴い、「DV被害者等自立生活援助事業の実施について」(令和2年9月3日子発0903第10号厚生労働省子ども家庭局長通知)は廃止する。</p> <p><u>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</u></p>	<p style="text-align: right;">子 発 0903 第 10 号 令 和 2 年 9 月 3 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中 核 市 市 長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省子ども家庭局長</p> <p>DV被害者等自立生活援助事業の実施について</p> <p>DV、ストーカー、性暴力・性犯罪等の被害等により、<u>婦人相談所</u>で一時保護された後、地域で生活を始めようとする方々の中には、基本的な生活習慣は身に付いているものの、精神面での被害の影響が大きく、随時、行政機関等への同行支援や、自立に向けた助言を必要とする場合があります、民間シェルターに入所している被害女性等に対する自立支援及び退所後の定着支援の構築を図るため、<u>今般、これまでモデル事業として実施してきた当該事業を本格実施に移行することに伴い、別紙のとおり実施要綱を定め、令和2年4月1日から適用することとしたので、その適正且つ円滑な実施について通知する。</u></p> <p><u>なお、この通知については、都道府県知事から婦人相談所等の関係機関及び管内市に対して、指定都市市長及び中核市市長から管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。</u></p> <p>また、本通知の施行に伴い、「DV被害者等自立生活援助モデル事業の実施について」(平成26年3月24日雇発児登0324第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)は廃止する。</p>

新	旧
<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">DV被害者等自立生活支援事業実施要綱</p> <p>第1 目的 DV被害者等自立生活支援事業（以下「支援事業」という。）は、<u>女性相談支援センター</u>の一時保護（一時保護委託を含む）解除後のDV、ストーカー、性暴力・性犯罪等の被害を受けた等の女性（以下、「DV被害等女性」という。）が地域で自立していくために必要な支援を実施することにより、地域における支援体制を構築するとともに、DV被害等女性に対する支援の推進に資することを目的とする。</p> <p>第2 ～ 第3 （略）</p>	<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">DV被害者等自立生活援助事業実施要綱</p> <p>第1 目的 DV被害者等自立生活援助事業（以下「援助事業」という。）は、<u>婦人相談所</u>の一時保護（一時保護委託を含む）解除後のDV、ストーカー、性暴力・性犯罪等の被害を受けた等の女性（以下、「DV被害等女性」という。）が地域で自立していくために必要な支援を実施することにより、地域における支援体制を構築するとともに、DV被害等女性に対する支援の推進に資することを目的とする。</p> <p>第2 実施主体 実施主体は、都道府県、指定都市、中核市及び一般市（特別区含む。）とする。 なお、実施主体は事業の全部又は一部について、年間を通じてDV被害等女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。以下、「委託団体」という。）に委託することができる。この場合、委託団体は、DV被害等女性を受け入れる機能を有し、DV被害等女性の支援を5年以上継続して行っている団体とすることが望ましい。</p> <p>第3 対象者 本事業の対象者は、DV、ストーカー、性暴力・性犯罪等の被害を受け、民間シェルター等の一時的な居住場所に居住し、自立のた</p>

新	旧
<p>第4 事業内容 1 （略）</p>	<p>めの相談・支援を希望する者であって、実施主体が本事業の対象とすることを適当と認めた者とする。 また、DV被害等女性の同伴家族についても、本事業の対象として差し支えない。</p> <p>第4 事業内容 1. 事業の内容 本事業においては、以下の自立支援事業及び定着支援事業を実施する。 なお、実施主体につき、年間概ね10世帯程度を支援対象とすること。 (1) 自立支援事業 DVシェルター等の一時的な居住場所に居住するDV被害等女性に対し、必要に応じて、例えば、 ① 生活相談（金銭管理、整理整頓、食生活、健康管理等） ② 行政機関・裁判所等の活用方法の助言及び同行支援 ③ 就職支援 ④ その他必要な相談 などDVシェルター等からの退所に向け必要な支援を行う。 (2) 定着支援事業 (1)の支援により、DVシェルター等を退所した者に対し、必要に応じて、例えば、 ① 電話相談 ② 家庭訪問 ③ 社会生活の場（地域活動の場、職場など）への同行等職員による相談、助言など、地域生活を定着させるための継続的な支援を行う。</p>

新	旧
<p>2. 事業の実施方法 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 本事業の実施に当たっては、<u>女性相談支援センター</u>、福祉事務所等のDV被害等女性に対する支援を行う関係機関と連携を密にすると共に、地域社会の理解と協力が得られるよう配慮すること。</p> <p>第5 ～ 第6 (略)</p>	<p>2. 事業の実施方法 (1) 本事業の実施に当たっては、実務上の責任者一人を、委託団体等の職員のうちから適当と判断される者を選定して配置するものとする。</p> <p>(2) 本事業による支援は、対象者毎に個別支援計画書（別添1及び別添2）を作成して行うこと。 また、個別支援計画書の作成に当たっては、事前に対象者と話し合うなど、対象者の意見が十分に反映されるように留意するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。</p> <p>(3) 自立支援事業については、原則として週に一回以上支援を行うこと。なお、特に支援が必要と思われる者に対しては、必要に応じた支援に配慮すること。</p> <p>(4) 本事業の実施に当たっては、<u>婦人相談所</u>、福祉事務所等のDV被害等女性に対する支援を行う関係機関と連携を密にすると共に、地域社会の理解と協力が得られるよう配慮すること。</p> <p>第5 経費 国は、別に定めるところによりこの事業の運営に要する経費を補助するものとする。</p> <p>第6 留意事項 本事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、個人情</p>

新	旧
	<p>報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる者が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて周知徹底を図る等の対策を講ずること。</p> <p>また、関係者間で情報共有を行うことについて、支援開始時点等で対象者から同意を得ておくものとする。</p> <p>なお、事業を委託する場合には、個人情報の取扱いについて委託団体との契約において明確に定めること。</p>

新		旧	
別添1 (様式例) 個人別支援計画書・報告書		別添1 (様式例) 個人別支援計画書・報告書	
氏名 (歳)	(歳)	氏名 (歳)	(歳)
<u>退所した女性相談支援センターの一時保護所</u> (入所期間)	(年 月 日～ 年 月 日)	<u>退所した婦人相談所</u> (入所期間)	(年 月 日～ 年 月 日)
同伴家族の状況	有 ()・無	同伴家族の状況	有 ()・無
①自立支援事業		①自立支援事業	
当該施設の入所・退所年月日	年 月 日～ 年 月 日	当該施設の入所・退所年月日	年 月 日～ 年 月 日
支援目標		支援目標	
支援方法		支援方法	
備考		備考	

新	旧																
(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">支援経過</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日</td> <td>(必要に応じて行数を増やし記載)</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支援結果</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr> <td>退所後の居住先 (①退所後)</td> <td>(年 月 日～)</td> </tr> </table>	支援経過		年 月 日	(必要に応じて行数を増やし記載)	年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		支援結果		退所後の居住先 (①退所後)	(年 月 日～)
支援経過																	
年 月 日	(必要に応じて行数を増やし記載)																
年 月 日																	
年 月 日																	
年 月 日																	
年 月 日																	
支援結果																	
退所後の居住先 (①退所後)	(年 月 日～)																

新	旧																								
(略)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">①定着支援事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width:20%;">支援目標</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支援方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">支援経過</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width:20%;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">(必要に応じて行数を増やし記載)</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支援結果</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:60%;"> 支援結果を踏まえた結果報告 (①自立支援事業及び②定着支援事業を実施した結果について) </td> <td></td> </tr> </table>	①定着支援事業		支援目標		支援方法		備考		支援経過		年 月 日	(必要に応じて行数を増やし記載)	年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		支援結果		支援結果を踏まえた結果報告 (①自立支援事業及び②定着支援事業を実施した結果について)	
①定着支援事業																									
支援目標																									
支援方法																									
備考																									
支援経過																									
年 月 日	(必要に応じて行数を増やし記載)																								
年 月 日																									
年 月 日																									
年 月 日																									
年 月 日																									
支援結果																									
支援結果を踏まえた結果報告 (①自立支援事業及び②定着支援事業を実施した結果について)																									

旧	別添2 (様式例)																							
	事業実施施設名： 担当職員名： 指 導 台 帳 (年度)																							
	No	対象者氏名	①自立支援事業						施設 (①) 退所後の行き先	②定着支援事業														
			対面による指導			電話等による指導				備考			対面による指導			電話等による指導			備考					
			回数	月/日	回数	月/日	備考		回数	月/日	回数	月/日	備考											
	1																							
	2																							
	3																							
	4																							
	5																							
	6																							
	7																							
	8																							
	9																							
	10																							
11																								
12																								
13																								
14																								
15																								
16																								
※必要に応じ、行を追加して記載																								

新	別添2 (様式例)																							
	事業実施施設名： 担当職員名： 支 援 台 帳 (年度)																							
	No	対象者氏名	①自立支援事業						施設 (①) 退所後の行き先	②定着支援事業														
			対面による支援			電話等による支援				備考			対面による支援			電話等による支援			備考					
			回数	月/日	回数	月/日	備考		回数	月/日	回数	月/日	備考											
	1																							
	2																							
	3																							
	4																							
	5																							
	6																							
	7																							
	8																							
	9																							
	10																							
11																								
12																								
13																								
14																								
15																								
16																								
※必要に応じ、行を追加して記載																								

新	旧
<p style="text-align: right;">社 援 発 ※ 第 ※ 号 令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日</p> <p>都道府県知事 各 市 町 村 長 殿 特 別 区 長</p> <p style="text-align: right;"><u>厚生労働省社会・援護局長</u></p> <p style="text-align: center;">若年被害女性等支援事業の実施について</p> <p><u>女性支援事業の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、</u>様々な困難を抱えた若年女性については、自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しにくく、公的な支援につながりにくいといった側面が指摘されている。このため、公的機関と民間団体とが密接に連携し、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行うため、今般、別紙のとおり実施要綱を定め、<u>令和6年4月1日</u>から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>各自治体におかれては管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。</p> <p><u>また、本通知の施行に伴い、「若年被害女性等支援事業の実施について」(令和3年4月28日子発0428第2号厚生労働省子ども家庭局長通知)は廃止する。</u></p>	<p style="text-align: right;">子 発 0428 第 2 号 令 和 3 年 4 月 28 日 子 発 0329 第 9 号 令 和 4 年 3 月 29 日 社 援 発 0407 第 5 号 令 和 5 年 4 月 7 日</p> <p>都道府県知事 各 市 町 村 長 殿 特 別 区 長</p> <p style="text-align: right;"><u>厚生労働省子ども家庭局長</u></p> <p style="text-align: center;">若年被害女性等支援事業の実施について</p> <p>様々な困難を抱えた若年女性については、自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しにくく、公的な支援につながりにくいといった側面が指摘されている。このため、公的機関と民間団体とが密接に連携し、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行うため、今般、別紙のとおり実施要綱を定め、<u>令和3年4月1日</u>から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p><u>また、</u>各自治体におかれては管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。</p> <p><u>なお、本通知の施行に伴い、「若年被害女性等支援モデル事業の実施について」(平成30年5月28日子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)は廃止する。</u></p>

新	旧
<p>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>若年被害女性等支援事業実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施主体 実施主体は、<u>都道府県、市町村(特別区含む。)</u>(以下「都道府県等」という。)とする。 なお、実施主体は事業の一部(4(2)の事業を除く)について、年間を通じて若年女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO法人)等(ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。以下「社会福祉法人等」という。)に委託等することができる。</p> <p>3 対象者 本事業の対象者は、性暴力や虐待等の被害に遭った又は被害に遭うおそれのある主に10代から20代の女性であって、都道府県等が本事業の対象とすることを適当と認めた者(以下「若年被害女性等」という。)とする。 <u>なお、10代から20代以外の女性を対象としても差し支えない。</u></p>	<p>(別紙)</p> <p>若年被害女性等支援事業実施要綱</p> <p>1 目的 若年被害女性等支援事業は、様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立の推進に資することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、<u>都道府県、指定都市、中核市及び一般市(特別区含む。)</u>(以下「都道府県等」という。)とする。 なお、実施主体は事業の一部(4(2)の事業を除く)について、年間を通じて若年女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO法人)等(ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。以下「社会福祉法人等」という。)に委託等することができる。</p> <p>3 対象者 本事業の対象者は、性暴力や虐待等の被害に遭った又は被害に遭うおそれのある主に10代から20代の女性であって、都道府県等が本事業の対象とすることを適当と認めた者(以下「若年被害女性等」という。)とする。</p>

新	旧
<p>4 事業内容及び実施方法 都道府県等は、以下の(1)及び(2)の事業を行うことを必須とし、(3)及び(4)の事業については既存事業の活用や対象者のニーズ等に応じて実施することができる。 <u>また、(1)、(3)及び(4)の取組毎に社会福祉法人等へ委託等することも可能である。</u> なお、(1)から(4)の事業実施の過程において、18歳未満の対象者で親等からの虐待を受けたと思われるなど要保護児童として把握した場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、市区町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所等に速やかに通告するものとする。</p> <p>(1) アウトリーチ支援 都道府県等は、困難を抱えた若年被害女性等に対して、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談及び面談等の以下の支援を実施する。</p> <p>① 夜間見回り等 困難を抱えた若年被害女性等の被害の未然防止を図る観点から、深夜の繁華街などを巡回し、家に帰れずにいる若年被害女性等に対する声掛けや相談支援の実施や、ICTを活用したアウトリーチ支援を実施する。また、出張相談など若年被害女性等の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行う。</p> <p>② (略)</p>	<p>4 事業内容及び実施方法 都道府県等は、以下の(1)及び(2)の事業を行うことを必須とし、(3)及び(4)の事業については既存事業の活用や対象者のニーズ等に応じて実施することができる。</p> <p>なお、(1)から(4)の事業実施の過程において、18歳未満の対象者で親等からの虐待を受けたと思われるなど要保護児童として把握した場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、市区町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所等に速やかに通告するものとする。</p> <p>(1) アウトリーチ支援 都道府県等は、困難を抱えた若年被害女性等に対して、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談及び面談等の以下の支援を実施する。</p> <p>① 夜間見回り等 困難を抱えた若年被害女性等の被害の未然防止を図る観点から、深夜の繁華街などを巡回し、<u>夜間徘徊など</u>家に帰れずにいる若年被害女性等に対する声掛けや相談支援の実施や、ICTを活用したアウトリーチ支援を実施する。また、出張相談など若年被害女性等の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行う。</p> <p>② 相談及び面談 若年被害女性等からの様々な悩みや直面する課題に対応するため、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS(ソーシャル・ネットワークキング・サービス)等による相談や、必要に応じて</p>

新	旧
<p>(2) 関係機関連携会議の設置</p> <p>都道府県等は、行政機関、民間団体、医療機関等で構成する関係機関連携会議を設置し、若年被害女性等に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などを行い、公的機関と民間団体とが密接に連携し相互に情報共有を図る。 <u>また、会議は既存の会議等を活用することも可能とする。</u></p> <p>なお、会議は原則として月1回程度開催することが望ましい。</p> <p>(3) 居場所の提供に関する支援</p> <p>都道府県等は、若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を以下により実施する。</p>	<p>面談を実施する。また、アウトリーチ支援において声掛け、相談支援等を行った若年被害女性等や、居場所を利用していただ若年被害女性等からのその後の相談に対応するとともに、必要に応じて面談を実施する。</p> <p>なお、アウトリーチ支援や面談等の際に緊急的に福祉サービスが必要となった場合は、アウトリーチ支援若しくは面談等の実施場所又は若年被害女性等が居住する地域の市区町村が、実施主体又は実施主体が事業の一部を委託等する社会福祉法人等からの連絡等を受けて、若年被害女性等に提供する福祉サービスの実施機関として必要な支援を行うこと。</p> <p>また、都道府県等は、相談対応職員が、若年被害女性等が抱える様々な困難な問題に適切に対応できるよう、相談技能向上のための研修受講機会の確保に努めること。</p> <p>(2) 関係機関連携会議の設置</p> <p>都道府県等は、行政機関、民間団体、医療機関等で構成する関係機関連携会議を設置し、若年被害女性等に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などを行い、公的機関と民間団体とが密接に連携し相互に情報共有を図る。</p> <p>なお、会議は原則として月1回程度開催することが望ましい。</p> <p>(3) 居場所の提供に関する支援</p> <p>都道府県等は、若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を以下により実施する。</p>

新	旧
<p>① ～ ③ (略)</p>	<p>① 居場所の提供期間</p> <p>居場所の提供は一時的な保護（1日から2日程度）を原則とするが、利用者の状態やその後の支援につなげるまでの間やむを得ず長期化する場合は、都道府県等の判断により引き続き居場所での支援を実施することができることとする。なお、保護が2週間を超える場合は、自立支援計画を策定すること。</p> <p>② 居場所の提供体制</p> <p>ア 居場所の提供に当たっては、利用者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有し、夜間を含め、速やかに利用者との連絡が取れる体制を確保すること。ただし、利用者が未成年者であって、夜間における一時的な保護が必要な場合は、支援員による相談、見守りの体制を確保すること。</p> <p>イ 若年被害女性等の中には、性暴力や虐待等の被害に加え、何らかの障害あるいは疾病を複合的に抱えているケースもあることから、特に個別の対応が必要な若年被害女性等を受け入れる場合には、婦人保護事業や社会福祉事業に従事した経験のある者等を個別対応職員として配置した上で、きめ細かな支援を提供すること。</p> <p>ウ 都道府県等の実情により、公共施設等の既存の建物を居場所として活用し支援することもできることとする。</p> <p>③ 利用者負担</p> <p>支援が長期化する場合、食事の提供及び居住に要する費用その他日常生活で通常必要となるものであって利用者に負担させることが適当と認められる費用については、利用者に負担させることができるものとする。</p> <p>利用者に負担させることができる金額は、自立支援計画にお</p>

新	旧
<p>④ 留意事項</p> <p>ア 居場所を提供し支援を行う場合は、利用者本人の同意を得ることとし、利用者が未成年者の場合は、親等親権者へ連絡した上で実施することを原則とする。親等親権者への連絡に当たっては、必要に応じて児童相談所又は弁護士に依頼するなど、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。ただし、親権者に連絡することにより、利用者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合等は、児童相談所や女性相談支援センター、警察等の関係機関と十分連携・協議した上で、利用者の安全・安心の確保に最善の対応を決定し、実施すること。</p> <p>イ ～ ウ (略)</p>	<p>いて明確に定めることとし、あらかじめ利用者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、利用者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。なお、利用者に負担させた場合は、適正に会計処理を行うとともに、これに関する諸帳簿（書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。）を整備しなければならない。</p> <p>④ 留意事項</p> <p>ア 居場所を提供し支援を行う場合は、利用者本人の同意を得ることとし、利用者が未成年者の場合は、親等親権者へ連絡した上で実施することを原則とする。親等親権者への連絡に当たっては、必要に応じて児童相談所又は弁護士に依頼するなど、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。ただし、親権者に連絡することにより、利用者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合等は、児童相談所や婦人相談所、警察等の関係機関と十分連携・協議した上で、利用者の安全・安心の確保に最善の対応を決定し、実施すること。</p> <p>イ 居場所で支援した後、自立に向けて福祉サービスが必要な場合は、当該居場所の所在地又は利用者の居住地の市区町村が、利用者に提供する福祉サービスの実施機関として、必要な支援を行うこと。</p> <p>ウ 既に福祉サービス（生活保護や障害者手帳の交付等）を利用している者を居場所で支援した場合は、居場所の所在地の市区町村につないだ上で、当該市区町村が既福祉サービス提供市区町村と必要な調整等を行うことにより、福祉サービスの</p>

新	旧
<p>エ 居場所で長期にわたって支援する場合の自立支援計画の策定に当たっては、事前に利用者と話し合う等により、利用者の意見が十分反映されるよう留意すること。また、女性相談支援センターは、当該計画策定への助言や策定会議への出席等により、実施主体又は実施主体が事業の一部を委託等する社会福祉法人等との間で利用者に関する情報を共有するとともに、当該計画内容の的確性を確認すること。</p> <p>オ (略)</p> <p>(4) 自立支援</p> <p>累次にわたる相談支援を提供しつつ、一定期間、継続的な支援が必要と判断される利用者や、居場所での支援が長期化する利用者については、自立支援計画等に基づき、自立に向けた以下の支援を実施する。</p> <p>なお、女性相談支援センターは、実施主体又は実施主体が事業の一部を委託等する社会福祉法人等と協議し、利用者の状況を踏まえ、一時保護（一時保護委託を含む。）や女性自立支援施設への入所等が必要と判断される場合には、これらに積極的に対応すること。</p> <p>① ～ ⑤ (略)</p>	<p>利用が途切れることのないよう留意すること。</p> <p>エ 居場所で長期にわたって支援する場合の自立支援計画の策定に当たっては、事前に利用者と話し合う等により、利用者の意見が十分反映されるよう留意すること。また、婦人相談所は、当該計画策定への助言や策定会議への出席等により、実施主体又は実施主体が事業の一部を委託等する社会福祉法人等との間で利用者に関する情報を共有するとともに、当該計画内容の的確性を確認すること。</p> <p>オ 性暴力被害や虐待等による心理的ケアや、感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援すること。</p> <p>(4) 自立支援</p> <p>累次にわたる相談支援を提供しつつ、一定期間、継続的な支援が必要と判断される利用者や、居場所での支援が長期化する利用者については、自立支援計画等に基づき、自立に向けた以下の支援を実施する。</p> <p>なお、婦人相談所は、実施主体又は実施主体が事業の一部を委託等する社会福祉法人等と協議し、利用者の状況を踏まえ、一時保護（一時保護委託を含む。）や婦人保護施設への入所等が必要と判断される場合には、これらに積極的に対応すること。</p> <p>① 利用者の新たな居住地に関して、利用者に対し情報提供や助言を行い、併せて関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。</p> <p>② 利用者が自立して生活するために、就業についての情報提供や助言を行い、ハローワークなど関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。</p> <p>③ 生活資金を確保するための福祉サービス（生活保護等）につ</p>

新	旧
<p>5 ～ 6 (略)</p>	<p>いての情報提供や助言を行い、福祉事務所など関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。</p> <p>④ 性暴力被害や虐待等による心理的ケアや感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援すること。</p> <p>⑤ その他、利用者の自立に向けて必要な支援を行う。</p> <p>5 留意事項</p> <p>都道府県等は、効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないように、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。また、事業の一部を委託して実施する場合は、委託先との契約において守秘義務を定めること。</p> <p>なお、関係機関連携会議等において、関係機関の間で利用者に関する情報の共有を行うことについて、支援開始時点等に利用者から同意を得ておくこと。ただし、利用者個人を特定できる情報の共有については、当該利用者の生命・身体等に危険が生じるおそれがある場合等であって、関係機関の間で情報を共有した上で連携して支援を行うことが最善と判断される場合に限るものとする。</p> <p>6 経費の補助</p> <p>国は、予算の範囲内において都道府県等が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>なお、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならない。</p>

(参考)「困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業の実施について」新旧対照表(案)

新	旧
<p style="text-align: right;">社 援 発 ※ 第 ※ 号 令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日</p> <p>都道府県知事 各 市 町 村 長 殿 特 別 区 長</p> <p style="text-align: right;"><u>厚生労働省社会・援護局長</u></p> <p>困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業の実施について</p> <p><u>女性支援事業の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、</u>様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供するためには、関係機関、関係団体及び困難な問題を抱える女性への支援に関連する職務に従事する者が支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下で対応していくことが重要であることに鑑み、今般、別紙のとおり「困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業実施要綱」を定め、<u>令和6年4月1日</u>から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p><u>また、本通知の施行に伴い、「困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業の実施について」(令和3年4月28日子発0428第3号厚生労働省子ども家庭局長通知)は廃止する。</u></p> <p>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p style="text-align: right;">子 発 0428 第 3 号 令 和 3 年 4 月 28 日</p> <p>都道府県知事 各 市 町 村 長 殿 特 別 区 長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省子ども家庭局長</p> <p>困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業の実施について</p> <p>様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供するためには、関係機関、関係団体及び困難な問題を抱える女性への支援に関連する職務に従事する者が支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下で対応していくことが重要であることに鑑み、今般、別紙のとおり「困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業実施要綱」を定め、<u>令和3年4月1日</u>から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p><u>また、各自治体におかれては管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。</u></p> <p>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業（以下「モデル事業」という。）は、様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供するため、試行的な取り組みとして、<u>女性相談支援センター</u>等の都道府県の関係機関や、<u>市区町村</u>の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（以下、「<u>支援調整会議</u>」という。）をモデル的に構築、運営する事業を実施することにより、困難な問題を抱える女性の自立の推進に資することを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>実施主体は、<u>都道府県及び市町村（特別区含む。）</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1) <u>支援調整会議</u>の構成員</p> <p><u>支援調整会議</u>は、都道府県及び<u>市町村</u>の関係機関、民間団体並びに困難な問題を抱える女性への支援に関連する職務に従事する</p>	<p>(別紙)</p> <p>困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業（以下「モデル事業」という。）は、様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供するため、試行的な取り組みとして、<u>婦人相談員を委嘱する市区単位で、婦人相談所</u>等の都道府県の関係機関や、<u>市区</u>の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（以下、「<u>地域協議会</u>」という。）をモデル的に構築、運営する事業を実施することにより、困難な問題を抱える女性の自立の推進に資することを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>実施主体は、<u>婦人相談員を委嘱している市（特別区含む。）</u></p> <p>3 支援対象者</p> <p>困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1) <u>地域協議会</u>の構成員</p> <p><u>地域協議会</u>は、都道府県及び<u>市区</u>の関係機関、民間団体並びに困難な問題を抱える女性への支援に関連する職務に従事する者そ</p>

新	旧
<p>者その他の関係者で構成し、具体的には以下の者が想定されるが、これに限らず、地域の実情に応じて幅広い者を参加させることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県、市町村の<u>女性支援</u>、児童福祉、母子保健等の担当部局、教育委員会 ・ <u>女性相談支援センター</u> ・ <u>女性自立支援施設</u> ・ 福祉事務所（<u>女性支援等担当部局、女性相談支援員等</u>） ・ 配偶者暴力相談支援センター ・ 児童相談所 ・ 女性センター（男女共同参画センター） ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター ・ 医療機関（医師、保健師、助産師、看護師等） ・ 市町村保健センター ・ 保健所 ・ 学校 ・ 警察 ・ 司法関係機関 ・ 社会福祉協議会 ・ 民生委員 ・ 民間団体 ・ <u>支援に関する福祉関係機関</u> ・ <u>就労支援機関</u> <p>(2) <u>支援調整会議</u>の機能</p> <p>① 業務内容</p> <p><u>支援調整会議</u>は、支援対象女性（同伴する家族を含む。以下</p>	<p>の他の関係者で構成し、具体的には以下の者が想定されるが、これに限らず、地域の実情に応じて幅広い者を参加させることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県、市町村の<u>婦人保護事業</u>、児童福祉、母子保健等の担当部局、教育委員会 ・ <u>婦人相談所</u> ・ <u>婦人保護施設</u> ・ 福祉事務所（<u>婦人保護事業等担当部局、婦人相談員等</u>） ・ 配偶者暴力相談支援センター ・ 児童相談所 ・ 女性センター（男女共同参画センター） ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター ・ 医療機関（医師、保健師、助産師、看護師等） ・ 市町村保健センター ・ 保健所 ・ 学校 ・ 警察 ・ 司法関係機関 ・ 社会福祉協議会 ・ 民生委員 ・ 民間団体 <p>(2) <u>地域協議会</u>の機能</p> <p>① 業務内容</p> <p><u>地域協議会</u>は、支援対象女性（同伴する家族を含む。以下同</p>

新	旧
<p>同じ。)への適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象女性に対する支援の内容に関する協議を行う。</p> <p><u>支援調整会議</u>においては、構成する関係機関等のうちから、<u>支援調整会議</u>の運営の中核となり、支援対象女性に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う調整機関を指定する。</p> <p>また、個別の支援対象女性等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に、調整機関や<u>支援調整会議</u>の構成員に対する守秘義務を設けるとともに、個別の事例について担当者レベルで適時検討する会議（個別ケース検討会議）を積極的に開催することはもとより、構成員の代表者による会議（代表者会議）や実務担当者による会議（実務者会議）を開催することが想定される。</p> <p><u>なお、必ずしも、個別ケース検討会議、代表者会議、実務者会議の開催が必要なものではなく、地域の実情に応じて検討することが可能である。</u></p> <p>ア 代表者会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域協議会の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催する。 関係機関等の円滑な連携を確保するためには、各関係機関の責任者（管理職）の理解と協力が不可欠であり、実務者レベルにとどまらず、責任者レベルでの連携を深めることで、関係機関等の共通認識が醸成されるとともに、実務者レベルで人事異動があった場合においても、責任者の理 	<p>じ。)への適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象女性に対する支援の内容に関する協議を行う。</p> <p><u>地域協議会</u>においては、構成する関係機関等のうちから、<u>地域協議会</u>の運営の中核となり、支援対象女性に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う調整機関を指定する。</p> <p>また、個別の支援対象女性等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に、調整機関や<u>地域協議会</u>の構成員に対する守秘義務を設けるとともに、個別の事例について担当者レベルで適時検討する会議（個別ケース検討会議）を積極的に開催することはもとより、構成員の代表者による会議（代表者会議）や実務担当者による会議（実務者会議）を開催することが想定される。</p> <p>ア 代表者会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域協議会の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催する。 関係機関等の円滑な連携を確保するためには、各関係機関の責任者（管理職）の理解と協力が不可欠であり、実務者レベルにとどまらず、責任者レベルでの連携を深めることで、関係機関等の共通認識が醸成されるとともに、実務者レベルで人事異動があった場合においても、責任者の理

新	旧
<p>解があれば、連携の継続性が保たれ、支援の質の低下を最低限に抑えられることが可能となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議における協議事項の例としては、次のようなものが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <u>i 支援体制の地域における全体像</u> <u>ii 調整会議全体の評価等</u> <p>イ 実務者会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 実務者会議は、実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項の例としては、次のようなものが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> i <u>個別</u>ケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し等 ii 定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討 iii 支援対象女性の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握 iv 協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告 <p>ウ 個別ケース検討会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別の支援対象女性について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係者等の担当者により、当該支援対象女性等に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催する。 個別ケース検討会議への個別の支援対象女性に関する情報の提供については、あらかじめ本人の同意を得ること。 会議における協議事項の例としては、次のようなものが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> i 関係機関が現に対応している事例についての危険度や 	<p>解があれば、連携の継続性が保たれ、支援の質の低下を最低限に抑えられることが可能となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議における協議事項の例としては、次のようなものが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <u>i 支援対象女性への支援方策全体の検討</u> <u>ii 実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価</u> <p>イ 実務者会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 実務者会議は、実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項の例としては、次のようなものが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> i <u>全ての</u>ケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し等 ii 定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討 iii 支援対象女性の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握 iv 協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告 <p>ウ 個別ケース検討会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別の支援対象女性について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係者等の担当者により、当該支援対象女性等に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催する。 個別ケース検討会議への個別の支援対象女性に関する情報の提供については、あらかじめ本人の同意を得ること。 会議における協議事項の例としては、次のようなものが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> i 関係機関が現に対応している事例についての危険度や

新	旧
<p>緊急度の判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ii 支援対象女性の状況の把握や問題点の確認 iii 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有 iv 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有 v ケースの主担当機関と主たる支援機関の決定 vi 実際の支援方法の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項について記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要である。 ・ 個別事例ごとの関係機関等の役割分担については、それぞれの事例に関する個別ケース検討会議で決定すべき事項であるが、主なものは次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> i 主たる直接支援機能 <ul style="list-style-type: none"> 1) 日常的に具体的な場面で支援対象女性等を支援する機関（者） 2) 支援対象の女性を同伴する家族とともに同じ機関が支援を行うことや、複数の機関が支援を行うことが考えられる。 ii 取りまとめ機能（個別ケース検討会議の開催等の事務的な作業） <ul style="list-style-type: none"> 1) 主たる支援機関等からの要請を受けて、個別ケース検討会議を開催する。会議の招集の実務は<u>支援調整会議</u>の調整機関が行う場合もある。 2) 個別ケース検討会議で決定された支援の進捗状況についての連絡調整や情報の整理を行う。 3) 主たる支援機関等のうち、最も関わりの深いものが、この機関となることも考えられる。 	<p>緊急度の判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ii 支援対象女性の状況の把握や問題点の確認 iii 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有 iv 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有 v ケースの主担当機関と主たる支援機関の決定 vi 実際の支援方法の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項について記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要である。 ・ 個別事例ごとの関係機関等の役割分担については、それぞれの事例に関する個別ケース検討会議で決定すべき事項であるが、主なものは次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> i 主たる直接支援機能 <ul style="list-style-type: none"> 1) 日常的に具体的な場面で支援対象女性等を支援する機関（者） 2) 支援対象の女性を同伴する家族とともに同じ機関が支援を行うことや、複数の機関が支援を行うことが考えられる。 ii 取りまとめ機能（個別ケース検討会議の開催等の事務的な作業） <ul style="list-style-type: none"> 1) 主たる支援機関等からの要請を受けて、個別ケース検討会議を開催する。会議の招集の実務は<u>地域協議会</u>の調整機関が行う場合もある。 2) 個別ケース検討会議で決定された支援の進捗状況についての連絡調整や情報の整理を行う。 3) 主たる支援機関等のうち、最も関わりの深いものが、この機関となることも考えられる。

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> iii ケース管理・調整機能 <ul style="list-style-type: none"> 1) 事例全体について責任を負い、進行管理を行う。 2) 必要に応じて、<u>女性相談支援センター</u>と連携を図りながら対応することが適当である。 <p>(3) 調整機関の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (略) ② 調整機関の業務 <p>調整機関は、<u>支援調整会議</u>に関する事務を統括するとともに、支援対象女性に対する支援が適切に実施されるよう、実施状況を的確に把握し、必要に応じて<u>女性相談支援センター</u>、その他の関係機関等との連絡調整を行う。</p> <p>ア ～ ウ (略)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> iii ケース管理・調整機能 <ul style="list-style-type: none"> 1) 事例全体について責任を負い、進行管理を行う。 2) 必要に応じて、<u>婦人相談所</u>と連携を図りながら対応することが適当である。 <p>(3) 調整機関の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 調整機関の職員 <p>実施主体が設置した地域協議会に係る調整機関には、調整担当者を置くものとし、以下に掲げる者をもって充てることが望ましい。</p> <p>ア 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師の資格を有する者</p> <p>イ 困難な問題を抱える女性への支援に5年以上従事した者</p> <p>ウ 困難な問題を抱える女性への支援に理解があり実施主体が適当と認めた者</p> ② 調整機関の業務 <p>調整機関は、<u>地域協議会</u>に関する事務を統括するとともに、支援対象女性に対する支援が適切に実施されるよう、実施状況を的確に把握し、必要に応じて<u>婦人相談所</u>、その他の関係機関等との連絡調整を行う。</p> <p>ア 地域協議会に関する事務の総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議事項や参加機関の決定等の地域協議会開催に向けた準備 ・ 地域協議会の議事運営 ・ 地域協議会の議事録の作成、資料の保管等 ・ 個別ケースの記録の管理 <p>イ 支援実施状況の進行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関等による支援の実施状況の把握

新	旧
<p>③ (略)</p> <p>5 留意事項 効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対して、個人情報の取扱について守秘義務を課すこと。</p> <p>6 事業計画書等の提出 実施主体は、本実施要綱に基づくモデル事業について、国の補助を受けて実施する場合については、事業開始前までに事業計画書（別紙様式2）を提出するものとし、事業終了後においては、翌年度4月末日までに実施状況報告書（別紙様式3）を提出するものとする。</p> <p>7 経費の補助 事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ モデル事業におけるすべてのケースについて進行管理台帳（別添様式1参照）を作成し、実務者会議等の場において、定期的に状況確認、支援方針の見直し等を行う。 <p>ウ 関係機関との連絡調整 個々のケースに関する関係機関等との連絡調整</p> <p>③ 関係機関等の協議に時間を要して、適時適切に支援対象女性への支援を行えない事態を回避するため、地域協議会において支援の方法、内容について協議が調わない場合には、必要に応じて、参加する1つの機関を主たる支援機関として指定することが望ましい。</p> <p>5 留意事項 効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対して、個人情報の取扱について守秘義務を課すこと。</p> <p>6 事業計画書等の提出 実施主体は、本実施要綱に基づくモデル事業について、国の補助を受けて実施する場合については、事業開始前までに事業計画書（別紙様式2）を提出するものとし、事業終了後においては、翌年度4月末日までに実施状況報告書（別紙様式3）を提出するものとする。</p> <p>7 経費の補助 事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。</p>

新	旧																																																																																																																																																															
<p>(別紙様式1)</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙様式1)</p> <p>ケース進行管理台帳（様式例）</p> <table border="1" data-bbox="842 1355 1556 2033"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">支援女性氏名</th> <th rowspan="2">生年月日(年齢)</th> <th rowspan="2">住所</th> <th rowspan="2">同伴家族氏名</th> <th rowspan="2">相談受理年月日</th> <th colspan="4">管理記録</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1回</th> <th>第2回</th> <th>第3回</th> <th>第4回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>会議日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>主担当機関</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>状況等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>会議日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>主担当機関</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>状況等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>会議日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>主担当機関</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>状況等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>会議日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>主担当機関</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>状況等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	支援女性氏名	生年月日(年齢)	住所	同伴家族氏名	相談受理年月日	管理記録				備考	第1回	第2回	第3回	第4回							会議日												主担当機関												状況等												会議日												主担当機関												状況等												会議日												主担当機関												状況等												会議日												主担当機関												状況等					
番号	支援女性氏名							生年月日(年齢)	住所	同伴家族氏名	相談受理年月日		管理記録				備考																																																																																																																																															
		第1回	第2回	第3回	第4回																																																																																																																																																											
						会議日																																																																																																																																																										
						主担当機関																																																																																																																																																										
						状況等																																																																																																																																																										
						会議日																																																																																																																																																										
						主担当機関																																																																																																																																																										
						状況等																																																																																																																																																										
						会議日																																																																																																																																																										
						主担当機関																																																																																																																																																										
						状況等																																																																																																																																																										
						会議日																																																																																																																																																										
						主担当機関																																																																																																																																																										
						状況等																																																																																																																																																										

新	旧
(別紙様式2)	(別紙様式2)
令和 年 月 日	令和 年 月 日
<u>厚生労働省社会・援護局長</u>	<u>厚生労働省子ども家庭局長</u>
(自治体名)	(自治体名)
〇〇年度 困難な問題抱える女性支援連携強化モデル事業 に関する事業計画書	〇〇年度 困難な問題抱える女性支援連携強化モデル事業 に関する事業計画書
1 事業の実施時期	1 事業の実施時期
2 事業計画の内容	2 事業計画の内容
(1) 支援対象女性見込み数 (同伴家族含む実人員)	(1) 支援対象女性見込み数 (同伴家族含む実人員)
(2) <u>支援調整会議</u> の構成員、取組内容	(2) <u>地域協議会</u> の構成員、取組内容
(3) 代表者会議の構成員、取組内容	(3) 代表者会議の構成員、取組内容
(4) 実務者会議の構成員、取組内容	(4) 実務者会議の構成員、取組内容
(5) 個別ケース検討会議の構成員、取組内容	(5) 個別ケース検討会議の構成員、取組内容
(6) 調整機関の職員、取組内容	(6) 調整機関の職員、取組内容
3 事業所要額 (対象経費の具体的な内訳を記載)	3 事業所要額 (対象経費の具体的な内訳を記載)

新	旧
(別紙様式3)	(別紙様式3)
令和 年 月 日	令和 年 月 日
<u>厚生労働省社会・援護局長</u>	<u>厚生労働省子ども家庭局長</u>
(自治体名)	(自治体名)
〇〇年度 困難な問題抱える女性支援連携強化モデル事業 に関する実施状況報告	〇〇年度 困難な問題抱える女性支援連携強化モデル事業 に関する実施状況報告
1 事業実績内容	1 事業実績内容
(1) 支援対象女性数 (同伴家族含む実人数、属性を内訳として記載)	(1) 支援対象女性数 (同伴家族含む実人数、属性を内訳として記載)
(2) <u>支援調整会議</u> の構成員、取組実績	(2) <u>地域協議会</u> の構成員、取組実績
(3) 代表者会議の構成員、取組実績	(3) 代表者会議の構成員、取組実績
(4) 実務者会議の構成員、取組実績	(4) 実務者会議の構成員、取組実績
(5) 個別ケース検討会議の構成員、取組実績	(5) 個別ケース検討会議の構成員、取組実績
(6) 調整機関の職員、取組実績	(6) 調整機関の職員、取組実績
(7) 当該モデル事業の実施に当たり工夫したことや効果、課題等 (具体的に記載)	(7) 当該モデル事業の実施に当たり工夫したことや効果、課題等 (具体的に記載)
2 事業実績額 (対象経費の具体的な支出内訳 (人件費、会議費、事務等) を記載)	2 事業実績額 (対象経費の具体的な支出内訳 (人件費、会議費、事務等) を記載)

新	旧
<p style="text-align: right;">社 援 発 ※ 第 ※ 号 令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日</p> <p>都道府県知事 各 市 町 村 長 殿 特 別 区 長</p> <p style="text-align: right; color: red;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">民間団体支援強化・推進事業の実施について</p> <p style="color: red;">女性支援事業の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、女性が抱える困難な問題において、多様化・複合化、複雑化が見られる現状を踏まえ、特色や強みを活かしながら、多様な相談対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組みを推進するため、今般、別紙のとおり実施要綱を定め、令和6年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>また、各自治体におかれては管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。</p> <p style="color: red;">また、本通知の施行に伴い、「民間団体支援強化・推進事業の実施について」(令和4年3月29日子発0329第10号厚生労働省子ども家庭局長通知)は廃止する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p style="text-align: right;">子 発 0329 第 10 号 令 和 4 年 3 月 29 日</p> <p>都道府県知事 各 市 町 村 長 殿 特 別 区 長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省子ども家庭局長</p> <p style="text-align: center;">民間団体支援強化・推進事業の実施について</p> <p>女性が抱える困難な問題において、多様化・複合化、複雑化が見られる現状を踏まえ、特色や強みを活かしながら、多様な相談対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組みを推進するため、今般、別紙のとおり実施要綱を定め、令和4年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>また、各自治体におかれては管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

新	旧
<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">民間団体支援強化・推進事業実施要綱</p> <p>1 目的 民間団体支援強化・推進事業は、特色や強みを活かしながら、多様な相談対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組を推進し、<u>女性相談支援センター</u>や<u>女性自立支援施設</u>、<u>女性相談支援員</u>とともに、多様化・複合化、複雑化が見られる女性が抱える困難な問題に対応することを目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業内容及び実施方法 <u>地域の実情に応じて</u>次の①から③の事業を行うものとする。</p> <p>① 民間団体支援推進事業 都道府県等は、地域において困難な問題を抱える女性への支援を行っている<u>社会福祉法人</u>、特定非営利活動法人(NPO法人)等(ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。<u>以下「社会福祉法人等」という。</u>)の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、管内地域における支援の委託等を行う対象としての適格性を判断するための検討を行う。</p> <p>② 民間団体育成事業 都道府県等は、管内地域で困難な問題を抱える女性への支援</p>	<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">民間団体支援強化・推進事業実施要綱</p> <p>1 目的 民間団体支援強化・推進事業は、特色や強みを活かしながら、多様な相談対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組を推進し、<u>婦人相談所</u>や<u>婦人保護施設</u>、<u>婦人相談員</u>とともに、多様化・複合化、複雑化が見られる女性が抱える困難な問題に対応することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、都道府県、市区町村(以下「都道府県等」という。)とする。</p> <p>3 事業内容及び実施方法 <u>原則として</u>次の①から③の事業を行うものとする。</p> <p>① 民間団体支援推進事業 都道府県等は、地域において困難な問題を抱える女性への支援を行っている特定非営利活動法人(NPO法人)、<u>社会福祉法人</u>等(ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。<u>以下「NPO法人等」という。</u>)の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、管内地域における支援の委託等を行う対象としての適格性を判断するための検討を行う。</p> <p>② 民間団体育成事業 都道府県等は、管内地域で困難な問題を抱える女性への支援</p>

新	旧
<p>を担うことができる <u>社会福祉法人等</u> を育成するため、<u>社会福祉法人等</u> へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施している <u>社会福祉法人等</u> での実地訓練、その他 <u>社会福祉法人等</u> の育成に資する取組を行う。なお、アドバイザーは、<u>女性支援に関する事業</u> 又は社会福祉事業に従事した経験がある者又は社会的信望、<u>女性支援に関する事業</u> に対する理解がある者であって、民間団体に対する助言等を行うことが適当と都道府県等が認めた者であること。</p> <p>③ (略)</p>	<p>を担うことができる <u>NPO法人等</u> を育成するため、<u>NPO法人等</u> へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施している <u>NPO法人等</u> での実地訓練、その他 <u>NPO法人等</u> の育成に資する取組を行う。なお、アドバイザーは、<u>婦人保護事業</u> 又は社会福祉事業に従事した経験がある者又は社会的信望、<u>婦人保護事業</u> に対する理解がある者であって、民間団体に対する助言・指導等を行うことが適当と都道府県等が認めた者であること。</p> <p>③ 民間団体立ち上げ支援事業</p> <p>都道府県等は、NPO法人等が、困難な問題を抱える女性への支援として、相談対応や自立支援の取組を継続的に実施することができるよう、立ち上げ支援を行う。</p> <p>NPO法人等が実施する相談対応については、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等による相談や、必要に応じて面談を実施するほか、アウトリーチ支援としての声掛け、相談支援等を行った若年被害女性等からのその後の相談に対応する等、相談者のニーズに合わせた相談体制を整えるよう努めること。</p> <p>また、自立支援については、累次にわたる相談支援を提供しつつ、一定期間、継続的な支援が必要と判断される利用者を対象に、例えば、以下に掲げる支援を実施する。</p> <p>ア 利用者の新たな居住地に関して、利用者に対し情報提供や助言を行い、併せて関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。</p> <p>イ 利用者が自立して生活するために、就業についての情報提供や助言を行い、ハローワークなど関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。</p> <p>ウ 生活資金を確保するための福祉サービス（生活保護等）について</p>

新	旧
<p>4 ~ 5 (略)</p>	<p>の情報提供や助言を行い、福祉事務所など関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。</p> <p>エ 性暴力被害や虐待等による心理的ケアや感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援すること。</p> <p>オ その他、利用者の自立に向けて必要な支援を行う。</p> <p>4 留意事項</p> <p>3③の民間団体立ち上げ支援事業について、若年被害女性等支援事業の対象となる事業については、本事業の補助対象外となる。</p> <p>5 経費の補助</p> <p>国は、予算の範囲内において都道府県等が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。</p>

新	旧
<p data-bbox="579 141 810 203">社 援 発 ※ 第 ※ 号 令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日</p> <p data-bbox="76 210 308 304">都道府県知事 各 市 町 村 長 殿 特 別 区 長</p> <p data-bbox="533 311 810 338">厚生労働省社会・援護局長</p> <p data-bbox="124 378 762 405">困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業の実施について</p> <p data-bbox="97 448 810 678"><u>女性支援事業の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号)(以下「法律」という。)に基づく、困難な問題を抱える女性に適切な支援を包括的に提供するための体制整備を図るため、別紙のとおり実施要綱を定め、令和6年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</u></p> <p data-bbox="97 685 810 745">各自治体におかれては管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。</p> <p data-bbox="97 752 810 846"><u>また、本通知の施行に伴い、「民困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業の実施について」(令和5年4月7日社援発0407第4号厚生労働省社会・援護局長通知)は廃止する。</u></p> <p data-bbox="97 853 810 913">なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p data-bbox="1331 141 1562 203">社 援 発 0407 第 4 号 令 和 5 年 4 月 7 日</p> <p data-bbox="826 210 1058 304">都道府県知事 各 市 町 村 長 殿 特 別 区 長</p> <p data-bbox="1284 311 1562 338">厚生労働省社会・援護局長</p> <p data-bbox="873 378 1511 405">困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業の実施について</p> <p data-bbox="845 448 1562 645"><u>女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号)(以下「法律」という。)が成立したところ。</u></p> <p data-bbox="845 651 1562 779">今般、法律の円滑な施行に向け、困難な問題を抱える女性に適切な支援を包括的に提供するための体制整備を図るため、別紙のとおり実施要綱を定め、令和5年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p data-bbox="845 786 1562 846">また、各自治体におかれては管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。</p> <p data-bbox="845 853 1562 913">なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

新	旧
<p data-bbox="92 1227 156 1254">(別紙)</p> <p data-bbox="159 1294 730 1321">困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業実施要綱</p> <p data-bbox="76 1361 193 1388">第1 目的</p> <p data-bbox="97 1395 810 1563">都道府県基本計画等の策定・見直しや、女性相談支援員等の専門職の採用を促進するとともに、ICTの導入及び女性自立支援施設等の入所者等の生活向上を図るための改修等を行うことで、困難な問題を抱える女性に適切な支援を包括的に提供するための体制整備を図ることを目的とする。</p> <p data-bbox="76 1603 193 1630">第2 (略)</p> <p data-bbox="76 2074 236 2101">第3 事業内容</p> <p data-bbox="97 2107 443 2134">1 都道府県基本計画等策定事業</p>	<p data-bbox="837 1227 901 1254">(別紙)</p> <p data-bbox="904 1294 1476 1321">困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業実施要綱</p> <p data-bbox="821 1361 938 1388">第1 目的</p> <p data-bbox="845 1395 1562 1525">都道府県基本計画等の策定や、婦人相談員等の専門職の採用を促進するとともに、ICTの導入及び婦人保護施設等の入所者等の生活向上を図るための改修等を行うことで、困難な問題を抱える女性に適切な支援を包括的に提供するための体制整備を図ることを目的とする。</p> <p data-bbox="821 1603 1011 1630">第2 実施主体等</p> <p data-bbox="852 1637 1562 2033"><ol style="list-style-type: none">第3の1～第3の3に定める事業 実施主体は、都道府県、市町村(特別区含む)(以下「都道府県等」という。)とする。第3の4及び第3の6に定める事業 実施主体は、都道府県、指定都市とする。 なお、都道府県又は指定都市が、事業内容を適切に実施することができる者と認められた者に事業の全部又は一部を委託等して実施することができるものとする。第3の5に定める事業 実施主体は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村とする。 なお、運営主体は、社会福祉法人全国社会福祉協議会(以下「全社協」という。)とする。</p> <p data-bbox="821 2074 981 2101">第3 事業内容</p> <p data-bbox="852 2107 1193 2134">1 都道府県基本計画等策定事業</p>

新	旧
<p>(1) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号)第8条に定める「都道府県基本計画」及び「市町村基本計画」(以下「都道府県計画等」という。)の策定や見直しに必要なニーズ調査や検討会の運営等を行う事業。</p> <p>(2) 都道府県計画等の策定や見直しにあたっては、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」(令和5年3月29日厚生労働省告示第111号。以下「基本方針」という。)に基づき策定するものとする。</p> <p>2 <u>女性相談支援員</u>等専門職採用促進事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>女性相談支援員</u>の採用にあたっては、基本方針に基づき、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮するとともに、長期的な支援が必要なケースも多数存在することに留意するものとする。</p> <p>また、<u>女性相談支援員</u>が、その役割を十分に果たすことができるよう、必要な情報等へのアクセスや支援ツールの利用、他部署連携等について十分に配慮するものとする。</p> <p>3 ICT導入支援事業</p> <p>(1) 相談支援体制の構築・強化を図るため、次に掲げる取組のいずれか又は複数を実施するものであって、業務の効率化により<u>女性自立支援施設</u>、<u>女性相談支援センター</u>、<u>女性相談支援センター一時保護所</u>(以下「<u>女性自立支援施設等</u>」という。)及び「<u>若年被害</u></p>	<p>(1) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号)第8条に定める「都道府県基本計画」及び「市町村基本計画」(以下「都道府県計画等」という。)の策定に必要なニーズ調査や検討会の運営等を行う事業。</p> <p>(2) 都道府県計画等の策定にあたっては、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」(令和5年3月29日厚生労働省告示第111号。以下「基本方針」という。)に基づき策定するものとする。</p> <p><u>(3) 本事業は、令和5年度限りのものであることに留意すること。</u></p> <p>2 <u>婦人相談員</u>等専門職採用促進事業</p> <p>(1) 困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための人材や専門性の確保に必要なセミナーや、インターンシップの受入れ、採用予定者に対する研修等を行う事業。</p> <p>(2) <u>婦人相談員</u>の採用にあたっては、基本方針に基づき、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮するとともに、長期的な支援が必要なケースも多数存在することに留意するものとする。</p> <p>また、<u>婦人相談員</u>が、その役割を十分に果たすことができるよう、必要な情報等へのアクセスや支援ツールの利用、他部署連携等について十分に配慮するものとする。</p> <p>3 ICT導入支援事業</p> <p>(1) 相談支援体制の構築・強化を図るため、次に掲げる取組のいずれか又は複数を実施するものであって、業務の効率化により<u>婦人保護施設</u>、<u>婦人相談所</u>、<u>婦人相談所一時保護所</u>(以下「<u>婦人保護施設等</u>」という。)及び「<u>若年被害女性等支援事業の実施について</u></p>

新	旧
<p><u>女性等支援事業の実施について</u>(令和※年※月※日社援発※第※号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、若年被害女性等支援事業の委託を受けている民間団体等の負担軽減に資するものとする。</p> <p>ア ～ エ (略)</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p>	<p><u>(令和3年4月28日子発0428第2号厚生労働省子ども家庭局長通知)</u>に基づき、若年被害女性等支援事業の委託を受けている民間団体等の負担軽減に資するものとする。</p> <p>ア テレビ電話を活用した相談支援や、オンライン会議による関係機関との連携・調整、見回りなどを行う外出先での通信機能を備えたタブレット端末等のICT機器の導入等</p> <p>イ データベースの活用による困難な問題を抱える女性の情報共有やペーパーレス化</p> <p>ウ 各種手続の電子化</p> <p>エ その他、ICT機器等の活用による相談支援体制の構築・強化及び民間団体等との連携強化に資する取組</p> <p>(2) 本事業は、都道府県等が実施又は取組を実施する民間実施事業者等に対して都道府県等が補助することにより実施するものとする。</p> <p>(3) 業務の効率化による費用等の削減効果が生じた場合は、職員の処遇の改善や入所者等の支援強化の取組に充てるものとする。</p> <p>(4) ICT機器の導入等にあたっては、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うものとする。</p> <p>(5) 本事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。</p> <p>なお、本事業を実施する都道府県等は、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。</p>

新	旧
<p>4 生活向上のための環境改善事業 次の（１）～（３）の事業を補助対象とする。ただし、災害等やむを得ない事情による場合を除き、原則１施設等につき１回限りの補助対象とする。</p> <p>（１）入所者等の生活環境改善事業 <u>女性自立支援施設等</u>において、入所者等（同伴児童を含む。）の生活向上を図るため、老朽化したベッドの<u>更新</u>や、緊急地震速報受信装置等、安全の確保のために必要な備品の購入、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修を行う事業。</p> <p>（２）地域生活移行支援施設開設支援事業 <u>女性自立支援施設</u>の地域生活移行支援施設を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業。</p> <p>（３）耐震物件への移転支援事業 耐震性に問題のある賃借物件において<u>女性自立支援施設</u>及び<u>女性相談支援センター一時保護所</u>を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う費用に対して支援を行う事業。</p> <p>5 身元保証人確保対策事業</p> <p>（１）<u>女性自立支援施設</u>及び<u>女性相談支援センター一時保護所</u>に入所中又は退所した女性に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際等に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全社協が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進を図る。</p> <p>（２）本事業の実施に当たっては、<u>児童福祉施設等における同様の事業</u>と一体的に全社協において運営するものとする。</p>	<p>4 生活向上のための環境改善事業 次の（１）～（３）の事業を補助対象とする。ただし、災害等やむを得ない事情による場合を除き、原則１施設等につき１回限りの補助対象とする。</p> <p>（１）入所者等の生活環境改善事業 <u>婦人保護施設等</u>において、入所者等（同伴児童を含む。）の生活向上を図るため、老朽化したベッド、緊急地震速報受信装置等、<u>児童</u>の安全の確保のために必要な備品の購入や<u>更新</u>、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修を行う事業。</p> <p>（２）地域生活移行支援施設開設支援事業 <u>婦人保護施設</u>の地域生活移行支援施設を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業。</p> <p>（３）耐震物件への移転支援事業 耐震性に問題のある賃借物件において<u>婦人保護施設</u>及び<u>婦人相談所一時保護所</u>を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う費用に対して支援を行う事業。</p> <p>5 身元保証人確保対策事業</p> <p>（１）<u>婦人保護施設</u>及び<u>婦人相談所一時保護所</u>に入所中又は退所した女性に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際等に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全社協が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進を図る。</p> <p>（２）本事業の実施に当たっては、<u>「社会的養護自立支援事業等の実施について」</u>（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 10 号厚生労働省雇</p>

新	旧
<p>（３）本事業の対象となる女性は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア <u>女性自立支援施設</u>に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで５年以内の者</p> <p>イ <u>女性相談支援センター一時保護所</u>（一時保護委託を含む。）に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで５年以内の者</p> <p>（４）（略）</p> <p>（５）本事業の対象となる保証人は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア <u>女性自立支援施設</u>施設長、施設の設置（又は経営）主体の代表者、保護をした<u>女性相談支援センター</u>の所長又はその他都道府県又は指定都市が適当と認めた者</p> <p>イ <u>女性相談支援センター一時保護所</u>（一時保護委託を含む。）</p>	<p><u>用均等・児童家庭局長通知</u>）の別紙 2「<u>身元保証人確保対策事業実施要綱</u>」に定める事業と一体的に全社協において運営するものとする。</p> <p>（３）本事業の対象となる女性は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「DV防止法」という。）第 5 条の規定により売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条に規定する婦人保護施設</u>に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで５年以内の者</p> <p>イ <u>DV防止法第 3 条第 3 項第 3 号又は売春防止法第 34 条第 3 項第 3 号の規定により婦人相談所一時保護所</u>（一時保護委託を含む。）に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで５年以内の者</p> <p>（４）本事業の対象となる被保証人は、（３）に掲げる女性であって、かつ次の理由により父母（保護者）等に適当な保証人がなく施設長等が保証人となることが適当なものとする。</p> <p>ア 父母等が死亡又は行方不明、逮捕拘留中となっている。</p> <p>イ 父母等に心身の障害がある。</p> <p>ウ 父母等が経済的に困窮している。</p> <p>エ 配偶者からの暴力等の理由により配偶者等が保証人になることが適当でない、若しくは協力が得られない。</p> <p>（５）本事業の対象となる保証人は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア <u>婦人保護施設</u>施設長、施設の設置（又は経営）主体の代表者、保護をした<u>婦人相談所</u>の所長又はその他都道府県又は指定都市が適当と認められた者</p> <p>イ <u>婦人相談所一時保護所</u>（一時保護委託を含む。）</p>

新	旧
<p><u>女性相談支援センター</u>の所長又はその他都道府県又は指定都市が適当と認めた者 (6) ～ (12) (略)</p>	<p><u>女性相談支援センター</u>の所長又はその他都道府県又は指定都市が適当と認めた者</p> <p>(6) 本事業の対象となる保証範囲は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 就職時の身元保証 被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主又はその他の者に損害を与えた結果、又は被保証人が入院し、医療費の滞納等により、当該医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。</p> <p>イ アパート等の賃借時の連帯保証 賃貸住宅又は賃貸施設（以下「賃貸住宅等」という。）に関し、被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対し保証金を支払う。 ① 家賃もしくは賃貸料および共益費の支払い ② 賃貸住宅等の修理又は原状回復の費用の支払い ③ 賃貸借期間経過後の不法住居による賠償金の支払い ④ 前各号債務の履行遅延による遅延利息の支払い</p> <p>ウ 大学等入学時の身元保証 被保証人が大学、高等学校などの教育機関における就学に関し、学費の滞納など、教育機関に損害を与えた結果、又は被保証人が入院し、医療費の滞納等により、当該医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。</p> <p>(7) 本事業における保証期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 就職時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。 ただし、都道府県又は指定都市が必要と認める場合は、保証期</p>

新	旧						
	<p>間をさらに2年間延長し、最長5年間とすることができる。</p> <p>イ 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。 ただし、都道府県又は指定都市が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、最長4年間とすることができる。</p> <p>ウ 大学など教育機関入学時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として当該教育機関における正規の修業年数の間とする。 ただし、都道府県又は指定都市が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、原則として最長5年間とすることができる。</p> <p>(8) 本事業における1件あたりの保証限度額は、次に掲げるものとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 就職時・入院時の身元保証</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>イ 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 大学、高等学校など教育機関入学時 ・入院時の身元保証</td> <td>200万円</td> </tr> </table> <p>(9) 本事業における保証料は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 就職時の身元保証 年間保証料 12,960円（月額 1,080円） うち基本保証分 年間保証料 10,560円（月額 880円） うち入院時保証分 年間保証料 2,400円（月額 200円）</p> <p>イ 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保証料 19,152円（月額 1,596円）</p> <p>ウ 大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証 年間保証料 12,960円（月額 1,080円） うち基本保証分 年間保証料 10,560円（月額 880円）</p>	ア 就職時・入院時の身元保証	200万円	イ 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証	120万円	ウ 大学、高等学校など教育機関入学時 ・入院時の身元保証	200万円
ア 就職時・入院時の身元保証	200万円						
イ 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証	120万円						
ウ 大学、高等学校など教育機関入学時 ・入院時の身元保証	200万円						

新	旧
<p>6 職員の資質向上のための研修事業</p> <p>(1) <u>女性自立支援施設等</u>においては、女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、</p>	<p>うち入院時保証分 年間保証料 2,400 円 (月額 200 円)</p> <p>(10) 全社協が雇用主、家主、教育機関等に損害賠償又は債務弁済を行ったときは、その賠償等をした金額の限度において、全社協は被保証人に対し求償権を有するものとする (実際には保険契約を締結している保険会社に求償権が移転する。)</p> <p>ただし、次に掲げる場合は、求償権の全部又は一部を行使しないことができる。</p> <p>ア 被保証人が死亡したとき。</p> <p>イ 被保証人が精神又は身体に著しい障害を受けたとき。</p> <p>ウ 被保証人が生活に困窮し、賠償金などを返済することが困難であると認められるとき。</p> <p>エ その他、特にやむを得ない事由があると認められるとき。</p> <p>(11) 本事業の効果的な推進を図るため、全社協に身元保証人確保対策事業運営委員会 (以下「委員会」という。)を設置することとする。0</p> <p>なお、委員会に関する規程及び委員会の運営に関し必要な事項は全社協において別に定めるものとする。</p> <p>(12) 委員会に身元保証審査会 (以下「審査会」という。)を設置し、審査会においては必要に応じて本制度の加入申請、賠償金額及び債務弁済額の審議、決定等を行う。</p> <p>なお、審査会の運営に関する規程は、全社協において別に定めることとする。</p> <p>6 職員の資質向上のための研修事業</p> <p>(1) <u>婦人保護施設等</u>においては、女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、困</p>

新	旧
<p>困難な問題を抱える女性に対するケアの充実を図り、職員の資質向上及び研修<u>支援者</u>の養成を図る。</p> <p>(2) 本事業の実施に当たっては、<u>児童福祉施設等における同様の事業</u>と一体的に実施するものとする。</p> <p>(3) 本事業の対象施設は次に掲げる「送り出し施設」及び「受入施設」をいい、対象者は<u>女性自立支援施設等</u>の職員とする。</p> <p>なお、「送り出し施設」とは研修に職員を派遣する施設をいい、「受入施設」とは長期研修の際「送り出し施設」の職員を実践研修先として受け入れる施設をいう。</p> <p>ア 送り出し施設</p> <p>児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)、児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)、児童家庭支援センター、<u>女性自立支援施設等</u></p> <p>イ 受入施設</p> <p>「(1) 送り出し施設」にある施設のほか都道府県が適当と認める施設 (障害児入所施設等)</p> <p>(4) 本事業の対象とする研修は次に掲げるものとする。</p> <p>ア 短期研修</p> <p>各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、入所者等に対するケアの充実を図ること。</p> <p>おおむね3～4日程度の宿泊研修とするが、地域の実情に応じて通いの研修も短期研修の対象として差し支えないこと。</p> <p>イ 長期研修</p>	<p>難な問題を抱える女性に対するケアの充実を図り、職員の資質向上及び研修<u>指導者</u>の養成を図る。</p> <p>(2) 本事業の実施に当たっては、<u>「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業の実施について」(平成25年6月7日雇児発0607第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙1「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業実施要綱」に定める事業</u>と一体的に実施するものとする。</p> <p>(3) 本事業の対象施設は次に掲げる「送り出し施設」及び「受入施設」をいい、対象者は<u>婦人保護施設等</u>の職員とする。</p> <p>なお、「送り出し施設」とは研修に職員を派遣する施設をいい、「受入施設」とは長期研修の際「送り出し施設」の職員を実践研修先として受け入れる施設をいう。</p> <p>ア 送り出し施設</p> <p>児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)、児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)、児童家庭支援センター、<u>婦人保護施設等</u></p> <p>イ 受入施設</p> <p>「(1) 送り出し施設」にある施設のほか都道府県が適当と認める施設 (障害児入所施設等)</p> <p>(4) 本事業の対象とする研修は次に掲げるものとする。</p> <p>ア 短期研修</p> <p>各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、入所者等に対するケアの充実を図ること。</p> <p>おおむね3～4日程度の宿泊研修とするが、地域の実情に応じて通いの研修も短期研修の対象として差し支えないこと。</p> <p>イ 長期研修</p>

新	旧
<p>一定期間（1～3か月程度）、<u>女性自立支援施設等</u>の職員を障害児入所施設や、母子生活支援施設等において専門性を共有するための実践研修を行うこと。</p> <p>都道府県に1か所研修調整機関を設け、長期研修の円滑な実施を図ること。</p> <p>(5) 都道府県は<u>女性自立支援施設等</u>に対して、(3)に定める職員の各種研修への参加を支援すること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>第4 (略)</p>	<p>一定期間（1～3か月程度）、<u>婦人保護施設等</u>の職員を障害児入所施設や、母子生活支援施設等において専門性を共有するための実践研修を行うこと。</p> <p>都道府県に1か所研修調整機関を設け、長期研修の円滑な実施を図ること。</p> <p>(5) 都道府県は<u>婦人保護施設等</u>に対して、(3)に定める職員の各種研修への参加を支援すること。</p> <p>(6) 長期研修については、研修コーディネーターを配置し、以下の研修調整機関事務を行うこと。</p> <p>ア 研修希望者の登録</p> <p>イ 研修受入可能人数等の登録</p> <p>ウ 受入施設及び送り出し施設における受入（送り出し）の時期・期間・人数等の調整</p> <p>エ 受入施設及び送り出し施設の勤務条件等の確認</p> <p>オ 代替職員のあっせん・費用の交付</p> <p>カ 研修に伴う旅費等の支給</p> <p>キ その他研修調整機関事務として必要な業務</p> <p>第4 費用</p> <p>本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p>

(案)

社 援 発 ※ 第 ※ 号
令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 市 町 村 長 殿
特 別 区 長

厚生労働省社会・援護局長

女性自立支援施設通所支援モデル事業の実施について

女性支援事業の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）において、「女性自立支援施設への入所措置がなされない場合、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けることが難しいとの指摘もあることから、例えば通所により、女性自立支援施設等の支援担当者の専門性を活かした支援を受ける等、入所措置に至らない場合の新たな専門的支援の在り方について、検討を深めていくことが必要である。」旨が記載されたところ。

今般、女性自立支援施設への入所措置に至らない場合等の専門的支援の在り方について、検討するため、別紙のとおり実施要綱を定め、令和6年4月1日から試行的に実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

また、各自治体におかれては管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

女性自立支援施設通所支援モデル事業実施要綱

1 目的

女性自立支援施設通所支援モデル事業（以下「モデル事業」という。）は、困難な問題を抱える女性のうち、女性自立支援施設への入所による支援が望ましいが入所に繋がらなかったケース等について、試行的な取り組みとして、女性自立支援施設における通所型による支援等を実施することにより、支援の在り方について検討することを目的とする。

2 実施主体等

事業の実施主体は、都道府県とする。

なお、都道府県は、事業を適切に実施することができるかと認めた者に事業の全部又は一部を委託して実施することができるものとする。

3 事業内容

以下の（１）を必須事業とし、地域の実情に応じて（２）～（６）のいずれか又はすべてに取り組むものとする。

（１）施設入所への課題検証等の実施

女性自立支援施設への入所による支援が望ましいが、入所に繋がらなかったケース等について、その要因を検討すること。

（２）日中活動等を通じた居場所の確保や生活習慣等の定着支援の実施

女性自立施設において、日中の居場所がない者又は経験の乏しさ等から就労に不安がある者等を対象とし、通所により、女性自立施設内での作業や日中活動等を通じた居場所を提供するとともに、就業意欲を高め、一般的な生活力を身につけるための支援を行う。

（３）心理療法等の実施

女性自立支援施設において、性的な被害や、配偶者、親族等からの身体的、心理的、性的な暴力等の被害を受け、心的外傷を抱えている者等を対象として、通所による定期的な心理療法等を実施し、心身の健康の回復を図る。

（４）ピアサポートの実施

女性自立支援施設において、施設入所者を含め、同じ立場や境遇、経験等を有する女性同士の情報交換や交流の場の提供、施設退所者等と意見交換を行う場の提供など、当事者性を活かしたサポート活動を行う。

（５）女性自立支援施設の生活体験の実施

女性自立支援施設への入所が望ましい者等について、事前に、通所又は短期間の宿泊により、施設における生活を体験することで、本人の意思決定等の支援を行う。

（６）その他の取組

上記のほか、女性自立支援施設への入所に繋がらなかったケースに対する専門的な支援を実施する。

第4 事業計画書等の提出

本事業を実施する都道府県は、「困難な問題を抱える女性支援推進等事業費の国庫補助について」（令和5年6月13日厚生労働省発社援0613第4号）の7に基づく補助金の交付の申請と併せて、事業計画書（別紙様式1）を提出するものとする。

また、事業終了後においては、翌年度4月末日までに、実施状況報告書（別紙様式2）を提出するものとする。

第5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(別紙様式1)

事業計画書

自治体名： _____

実施施設： _____ (民設の場合は設置主体の法人名： _____)

1 事業内容 (見込み)

(1) 日中活動等を通じた居場所の確保や生活習慣等の定着支援 有 ・ 無

<具体的な内容>

通所支援を行う日時 (週3日9時~17時など) や、職員の配置状況 (施設職員の兼務、専属職員の雇用など)、支援対象者の見込み人数などを含め、具体的な支援の内容を記載すること。

(2) 心理療法等 有 ・ 無

<具体的な内容>

通所支援を行う日時 (週3日9時~17時など) や、職員の配置状況 (施設職員の兼務、専属職員の雇用など)、支援対象者の見込み人数などを含め、具体的な支援の内容を記載すること。

(3) ピアサポート 有 ・ 無

<具体的な内容>

提供する交流の場等の日時 (週3日9時~17時など) や、職員の配置の有無、支援対象者の見込み人数などを含め、具体的な支援の内容を記載すること。

(4) 女性自立支援施設の生活体験 有 ・ 無

<具体的な内容>

体験期間や支援対象者の見込み人数などを含め、具体的な支援の内容を記載すること。

(5) 施設入所への課題検証等

有 ・ 無

<具体的な内容>

検証方法や検証スケジュールなど具体的な内容を記載すること。

(6) その他の取組

有 ・ 無

<具体的な内容>

2 事業所要額（見込み）

(1) ～ (6) の取組ごとに所要額を記載すること。また、人件費について、職員を複数名配置する場合は、職員毎に所要額を記載すること。

(別紙様式2)

実施状況報告書

自治体名： _____

実施施設： _____ (民設の場合は設置主体の法人名： _____)

1 事業内容 (実績)

(1) 日中活動等を通じた居場所の確保や生活習慣等の定着支援 有 ・ 無

<具体的な内容>

通所支援を行った日時 (週3日9時~17時など) や、職員の配置状況 (施設職員の兼務、専属職員の雇用など)、支援対象者の人数などを含め、具体的な支援の内容及びその効果や課題等を記載すること。

(2) 心理療法等 有 ・ 無

<具体的な内容>

通所支援を行った日時 (週3日9時~17時など) や、職員の配置状況 (施設職員の兼務、専属職員の雇用など)、支援対象者の人数などを含め、具体的な支援の内容及びその効果や課題等を記載すること。

(3) ピアサポート 有 ・ 無

<具体的な内容>

提供した交流の場等の日時 (週3日9時~17時など) や、職員の配置の有無、支援対象者の人数などを含め、具体的な支援の内容及びその効果や課題等を記載すること。

(4) 女性自立支援施設の生活体験 有 ・ 無

<具体的な内容>

体験期間や支援対象者の人数などを含め、具体的な支援の内容及びその効果や課題等を記載すること。

(5) 施設入所への課題検証等

有 ・ 無

<具体的な内容>

検証方法や検証結果など具体的な内容を記載すること。

(6) その他の取組

有 ・ 無

<具体的な内容>

2 事業実績額

(1) ~ (6) の取組ごとに実績額を記載すること。また、人件費について、職員を複数名配置した場合は、職員毎に所要額を記載すること。